

衆議院

農林水産委員会會議錄第九号

昭和六十三年四月二十六日(火曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 菊池福治郎君
理事 笹山 登生君
理事 月原 茂晴君
理事 松田 九郎君
理事 水谷 弘君
理事 石破 茂君
理事 遠藤 武彦君
理事 川崎 二郎君
理事 岸田 文武君
理事 杉浦 正健君
理事 谷垣 禎一君
理事 中島 衛君
理事 鳩山由紀夫君
理事 石橋 大吉君
理事 田中 恒利君
理事 前島 秀行君
理事 武田 一夫君
理事 吉浦 忠治君
理事 山原健二郎君

委員の異動

四月二十二日

補欠選任

石破 茂君
衛藤征士郎君
遠藤 武彦君
川崎 二郎君
近藤 元次君
杉浦 正健君
保岡 興治君
山崎平八郎君
赤城 宗徳君
稲葉 修君
田村 良平君
谷川 和穂君
葉梨 信行君
綿貫 民輔君
稲葉 修君
谷川 和穂君
橋本龍太郎君
藤波 孝生君

同日

補欠選任

赤城 宗徳君
稲葉 修君
田村 良平君
谷川 和穂君
葉梨 信行君
橋本龍太郎君
藤波 孝生君
綿貫 民輔君
山崎平八郎君
川崎 二郎君

出席政府委員

農林水産大臣 林田修紀夫君
農林水産政務次官 北口 博君
農林水産大臣官房長 浜口 義廣君
農林水産省経済局長 塩飽 二郎君
水産庁長官 田中 宏尚君

委員外の出席者

文部省初等中等教育局職業教育課長 菊川 治君

同日

補欠選任

木村 義雄君
岸田 文武君
谷垣 禎一君
鳩山由紀夫君
杉浦 正健君
阿部 文男君
衛藤征士郎君
熊谷 弘君

四月二十五日

農産物輸入自由化に伴う諸対策の確立に関する請願(近藤元次君紹介)(第一六九八号)
水田農業確立対策における新減反政策の撤回等に関する請願(山原健二郎君紹介)(第一八一一号)
米の輸入反対等に関する請願(児玉健次君紹介)(第一八二二号)
同(辻第一君紹介)(第一八一三号)
同(寺前巖君紹介)(第一八一四号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)
昭和六十二年における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

○菊池委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。田中恒利君。
○田中(恒)委員 漁業法の質疑に入る前に、二

間、牛肉、オレンジの問題で質問しておきたいと思ひます。

きょう佐藤農林大臣が訪米するということがありますが、これまで佐藤大臣の訪米は恐らく政治家としての判断にゆだねられてきたのだと思うのですが、これまで事務当局がアメリカにも何回か行つていらつしやるし、過般はスミス通商部次席代表との間で相当連日のように詰めもなされたわけですから。

新聞報道ではスミスの交渉結果の記者会見などを通してアメリカ側の主張は聞くが、日本側の方は我々余りの確に聞いていないわけだが、ひとつ事務当局として今度の折衝に当たつて、この最終段階でどういふところが問題になつておるのか、この点について、時間が余りありませんから要点だけで結構ですが、御報告をしていただきたい。

○塩飽政府委員 お答え申し上げます。
今お話がございましたように、佐藤農水大臣が協定の期限切れの直前の三月末にワシントンに参りまして、四回にわたりヤイター代表と交渉をされたわけですが、引き続き日米の協議を行つてきています。具体的には、先週日米間の事務レベルの協議の機会がございまして、スミス次席代表が東京に約一週間おりましたのでその機会をとらえまして、これらの協議の合間を縫ひまして牛肉、かんきつ問題についての事務レベル協議を断続的に行つたわけでございます。

これらの協議を通じて、アメリカ側の本件決着に向けての具体的な考え方が示されてきているわけですが、アメリカはそれの中で、牛肉、かんきついずれの品目につきましても自由化の時期を明示することが不可欠であるという大前提に立っているわけでございます。それとあわせまして、自由化の後において日本側がとるであら

う国境における代替的な措置について、特に現在牛肉については関税の二五%という制度があるわけですが、その関税以外のものは国境措置として新たに導入することは認めないという考え方を強く主張しているわけですが、

それから自由化に至る期間、引き続き輸入割り当て制度が残るわけですが、それらの制度のもとで具体的なオレンジなり牛肉の日本市場に向けての輸入枠をどのようなペースで拡大をしていくのか、その輸入枠拡大のペースの問題。それから牛肉については、その大部分を畜産振興事業団の一元的な輸入のもとに輸入をし、国内への放出を行っているわけですが、その事業団の牛肉輸入についての運用をいかに改善をしていくのかという問題。それからオレンジにつきま

しては、特にオレンジの果汁につきましては現在濃縮果汁の形で輸入が行われておりまして、国内に持ち込んだ上で国内産の温州ミカンの果汁との一定比率での混合が義務づけられているわけですが、その混合義務を撤廃する問題、そういう問題がオレンジ果汁については特にアメリカ側からの主張として出てまいっております。

それからさらに、特にオレンジについてでございますが、輸入枠の撤廃とあわせまして、その裏腹になっております関税について、これは御案内のようにオレンジについては年間を通じて二〇%と四〇%の季節関税を適用しているわけですが、それがそれを引き下げる問題等々、実質的に市場アクセスの改善に關しましていろんな要求を出してきております。

今申し上げたような内容がアメリカの主な主張のポイントでございます。

それに対して日本側は、自由化が困難であるということを主張しつつ、仮に将来自由化をするという事態が生じたとしてもガット上、ガットのルールに照らして整合性のある措置を国境措置として導入する権利はガットの加盟国として当然持っているわけでございますので、それを縛られるようなことは日本としては受けるわけにいか

ないというところは当然強く主張しているわけでございます。

それからさらに市場アクセスの改善の問題についても、日本側の牛肉あるいはかんきつについての需給事情を無視したような過大な要求をのむわけにいかないというような反論を行っておるわけでございますが、アメリカ側の主張と日本側の主張との間に相当距離が残ったまま、現在までの協議では距離が縮まっていけないというのが率直に申し上げてこれまでの接触の経過でございます。

○田中(恒)委員 日本側の主張の中で課徴金の制度を、仮に自由化というものが考えられるまでにはその間にとり、こういう意味の新聞報道でありまして、ほとんどこれに集中しておる。これは今御報告がないが、どうですか。

○塩飽政府委員 自由化後の国境措置の具体的な内容につきましては、日本側としては当然具体的な措置の内容を詰めているわけでございます。その中で、課徴金であるとかあるいは関税の引き上げとかいろいろなタイプの国境保護措置のやり方があるわけでございますが、どういったタイプの措置を日本側として考えるかということは日本として立場上当然言えないわけでございます。先ほど御答弁申し上げましたように、日本としては加盟国として関税を引き上げないというガット上の、いわゆるバインドと言っておりますけれども、関税のバインドをやっていない品目、具体的には現在問題になっております牛肉、かんきつでは、牛肉の関税はバインドをいたしておりますので、牛肉の関税はバインドとしては国境措置を現在の関税率を超えて変更する権利がある。その権利を縛られるわけにはいかないのだという主張をやっているわけでございます。仮に日本が自由化を行った場合にも具体的にはどういった措置をとるかという措置については現時点では政府として決めているわけでもございませんで、アメリカに向かつての主張は今申し上げたような内容で言っているということでございます。

○田中(恒)委員 そんなことを今までも何遍も言

われてきて、今この山場に来てマスコミがそういう報道をすると、関知しない、全然決めたことではない、こう言っておられるけれども、現実には大臣が行って特に課徴金など幾つかのあなた方が話し合

われた内容についてアメリカ側が譲歩すれば政治決断をやる、そういうことで動いておるんでしょ

うが、今の客観情勢というのは、で、大切な問題になつていくと何だかばやかして玉虫色で決着をし

ていくというふうなことになるのかどうか知らぬが、これはもう日本の農民や国民は知っておりますよ、今のこの状況を見て。

私のところへきのう妙なわけのわからぬアメリカのワシントン紙の情報が入ってきたけれども、これは日本とアメリカの政治家の、役人の合作だ、非常に強硬であると。第一、課徴金問題など、ガット上許されているものをアメリカはECに対して

も何にも、あなたは一番知っておるでしょう、認めてないでしょう。ECとけんかするというのは、日本とアメリカの今度の日米交渉の国際的な背景

でしようが。だからアメリカはうんと言わねえんだ、これは。それなら何で二国間で協議するんだ。何で二国間で協議するんだ。むしろガットで……(そんなに興奮する話じゃない、冷静に)と呼ぶ者あり冷静にじゃないよ、冷静でやっ

ておるんだ。土壇場になつたんだ、あなた方今までやってきたことと言ふことと違う、こういう形で内容が進んできたんでしようが。

私もはききょう重ねて最終的に野党の集会を開いて自由化に反対する、こういう態度を政府が貫くように大臣や総理に要請をいたしますが、いろいろなことであつて相当詰めた議論がなされておるんだ。私もはある程度は聞いておりますよ。

国会で平面的な報告を受ける以上のものを聞いておりますよ。聞いておるし、アメリカなどでももう既にそういう情報の流れ始めてきておるんで

すよ。だからもうと裸になつて議論をさせてもらわぬと、格好だけの議論を幾らしたって、こ

う重大な問題に対して我々だって責任を持つて

るわけですから、(格好つけて言っているのがい

るんじゃないか)と呼ぶ者あり(格好つけておる

のはそっちの方じゃないのか。そういうことにつ

いて極めて不満である、この点を明らかにしてお

きたいと思ひます。

漁業の問題に入りますが、政府は前回、昭和五十七年の改正、私も当時この改正の審議に加わつた一人であります。我が党の委員の、漁業災害

共済補償制度の性格、位置づけをめぐる議論がなされております。そこで本制度については、自然

災害ばかりではなくて資源の豊凶、価格の変動、突発的な魚病といった広義の経営対策の一環と位置づけながら、本制度だけでは不十分であるので

各般の水産施策を適切に講じていくことが基本である、共済制度と言われているけれども実質的には公的救済制度という範疇に属する性格もある、

こういう国会の答弁がなされております。その後漁業をめぐる内外情勢に大きな変化はありますが、政府の本制度に対する基本的な性格や位置づけについてはこの政府見解と今なお変わらな

○田中(恒)委員 基本的には余り——余りといふが大差のない見解に立たれているようでございしますが、今回の改正の中で特定漁業、つまりサケ・マス的大型定置における基準漁獲量の設定、こういうものがありますね。これが先日この委員会の質疑でも一つの大きな課題であつたわけでありますが、この基準漁獲量の設定というものは現在のPQ方式の実質的な後退、変更に大いに資するし、そのことによって制度の根幹に触れる問題がある、こういうように私どもは把握をいたしておりますが、なぜサケ・マス的大型定置にこのような一定の制限量というものを設定したのか、その点をまずお尋ねしておきます。

○田中(宏尚)政府委員 現在、漁獲共済におきましては、先生からお話ありましたようにPQ方式、農業でいえばとられてない方式がとられておるわけでございますけれども、このPQ方式が漁業の場合に採用されていることの理由が幾つかあるうかと思ひます。その一つは、単価が大きく異なっておりましていろんな魚が混獲されてくる、そういう中では漁獲数量、これを共済目的とするのではなくな漁業経営の実態に合わないということが一つ、それからもう一つは、通常の商取引におきましても数量じゃなくて漁獲金額ということが一般的に把握されておりますし、こういうことも関連してPとQとの積、こういうものが長期的には安定してとらえやすいということも経験的に把握されておるわけでございます。こういう中で漁業ではPQ方式がとられてゐるわけでございま

す一方、サケ・マスの大形定置漁業これにつきましてはこのところふ化放流事業というものを行っておりまして、このふ化放流事業というもので、こういうふ化放流事業の向上なり安定ということから近年サケ・マスの回捕率というものもかなりの水準で推移しておりまして、その結果、漁

こういう中で共済制度全体を守っていくということと、それからサケ・マス大型定置漁業自体につきましても、現在のような事態を放置しておきますと掛金の大幅な上昇、掛金大幅に上がったことに伴いまして加入の脱落という悪循環を招きかねないという状況も見え始めているわけでございます。したがって、こういう形を何とか解消したいということでいろんな検討を深めてきたわけでございますけれども、サケ・マスの場合には特に混獲の問題というものが余りない、そういう中で一定の場合に限りまして漁獲数量に着目して共済金の支払いの特例措置を設けるということも技術的に可能であるということもございまして、今回そういう特殊事情に基づきましてこういう新しい基準漁獲数量概念というものを本制度に導入させていただいたわけでございますけれども、これは決してPQの本来持つております意義なり仕組みというものを否定するものではありませんで、我々としたしましては、先人が樂いてまいりましたPQという漁業実態に非常に適した共済仕組みを何とか今後とも守っていくためにこういう特例的な措置を講じたという点につきましては、ひとつ御理解いただきたいと思っております次第でございます。

○田中(恒)委員 先週のこの委員会の質疑の中で私が一つ気になりましたのは、サケ・マスの価格が暴落をしておるのは、長官は、外国からの輸入が直接的には関連してないがごとき答弁をなさされ、後で、相関関係というか、間接的な影響は、つながりはあるという補足の答弁をされました。サ

細かいことは申し上げませんが、ともかく三十万トンから三十五万トン程度の需要に対して四十万トンから四十四、五万トンに達するサケが入つておる。その中心はアラスカのプリストル湾のベニザケだ、こう業界では一般的に言つておりますね。プリストル湾のアカザケというものが日本のアキザケの前に、つまり八、九月ごろ集中的に入ってきておりますが、そこに十一万トンから十二万トン近く入ってくる。期首の手持ちが六万トンから七万トンぐらいある。ところが市場は、御承知のようにベニザケについては非常にいい値をつける。そこへその後、日ソの交渉に基づく二万五千トンのギンザケが入ってくる。その後日本はシロザケが十五、六万トン来るわけでしょう。こういうサケの流通の仕組みの中で、業界のいろ

いろいろな分けやいろいろなものはありましようが、基本的には大変な量のペニサケの圧力というものゝが魚飼安という状態をこの二、三年続けてきたというのが一番の理由だと私は思いますが、ふ化放流のやり方を前期を中心にしてやつて、いわゆるギンサケに近いものをつくりたいということで技術をしてそういう方向に動いたけれども、実際には小さな型のもので、北海道の北の沿岸地帯が水温の關係で思つたようなものができなくて、そこでこれらが合わせて暴落をして今日のサケ・マスの状況がもたらされておる、こういうふうに理解をしておるわけでありませう。私のこの理解に誤りがあるかどうか、この点も御見解をいただき

そういう意味では、まさにこういうものはこの共済制度の中で政府が大胆に踏み込んで救済をしなければいけない責任が政府にもあると思えます。それを基準量を設定して、それから上のものものについては過減をしていく、こういうやり方をすると、これはサケ・マスだけに及ぶのじゃなくて、例えば今、つくる漁業、沿岸漁業でふ化放流というものは全国的にさまざまな魚種に動いておるわけですね。こういうものに連動していくあるいは適用されていくという心配があるから、先般来も各委員が強く言っておるように、この問題は大型のサケの定置に限っていく、こういう原則をこの際明確に打ち立てていただきたいと思うわけあります。この点についてどうお考えか。

それから、さつき申し上げました混獲でまぎれておるわけですが、八〇%以上のサケについておるようでありますが、八〇%以上のサケについておるを適用というかやつていくということ、そして、今度の改正の一つの柱になっておるこの「収支」というものが改善をされていく、これは専門家に言わせたらだんだんよくなっていく、こういうことをおっしゃる人もおるわけですね。だから、収支が改善をされたらもとへ戻すということができるとお考えかどうか。この三つの点をお示しいただきたいと思うのです。

○田中(宏尚)政府委員 最初の価格の点でござい
ますけれども、ただいま先生から輸入状況や何か
につきましていろいろ御指摘ございましたが、事
実関係といたしましてはおおむねそういうことで
ございまして、先般の答弁では若干時間も足りま
せんので少し直截的な言い方にあるいは終始したか
らと思っておりますけれども。

らお話のあったとおりでございまして、これに付きましてはアキザケとの価格帯というものが相当違つておるわけでございまして、現実にベニザケの方は千四百円から千五百円くらい、それからアキザケの方は七百円から八百円くらいということとで相当の価格帯の差というものがございまして、それから用途につきましてもかなり違つておるわけでございまして、したがって、先般も申し上げましたのは、ストレートな因果関係というものはないことは確かでございますけれども、同じサケでございますので、総体としていろいろな影響をしようというところも否定できない事実かと思つております。

ただ、過去の数字を見てみますと、例えば昭和五十七年は初めて輸入サケが十万吨になった年でございまして、この年は沿岸ものの量が減つたということがございまして、輸入ものが初めて十万吨という大台に乗つて大躍進しながら沿岸もののサケの価格は逆に上昇したということになっておりますし、それから翌年の五十八年はまた逆に輸入が十万吨を切りまして九万吨台に減つたわけでございまして、この年は沿岸ものがかなり豊漁でございまして、その結果、沿岸ものの価格が落ちたということに相なつております。それでこのところ、六十一年などは両方の数量が減つて、にもかかわらず価格が同じく大幅に減を起しているということで、残念ながら数値としての相関関係ということは確たるものがないわけでございまして、今、先生からお話ありましたように、全体として関係が全くないかと言われればそれは否定はし切れない面があるかというふうな認識は次第でございまして、しかしいづれにいたしましても、全体としての用途が違ふあるいは価格帯が違ふといひましても同じサケはサケでございますので、トータルとしての需給なり消費というものがどうあるかということにつきましては我々としても注意深く監視し、関心を持つていく必要があるかと思つております。

それから二番目に、ただいまのこととも関連いたしまして、今回の特例的措置をほかのものに拡大しないかどうかということでございまして、今回の措置は、先ほどもお話しいたしましたように、今回の措置は、先ほどもお話しいたしましたように、ふ化放流という特殊な事情のもとでの生産の増大ということに加えて、特定地域での共済収支の悪化の恒常化という非常に特殊な事例に着目いたしましてこういう特例をお願いしているわけでございまして、現在のところ、こういう特例に対応する魚種なり漁法というものが決して見当たる状況にはございせんので、これに限定して運用してまいりたいというふうに考えております。

それから、その際の具体的運用方法でございすけれども、関係地方からいろいろ要望が我々のところにも参つてゐるわけでございまして、具体的には、アキザケ、その定置に限定してくれ、あるいはサケ以外の混獲数量は除外してくれといううな形でいろいろの要望が来ているわけでございすけれども、そういう要望は十分念頭に取れまして、これから具体的な運用を決めます政省令事項の決定に当たりましては、漁業生産に悪影響を及ぼすことがございせんよう、それからまたその基準漁獲数量制度の導入趣旨に反することがございせんよう、漁業実態を踏まえて関係者とも十分協議の上、適切かつ弾力的に定めるなり、運用を行つてまいりたいと思つております。

それから、今後のこの特例制度の位置づけといひますか、共済収支の状況に応じてどう持つていくかということもございすけれども、おかげさまで、去年まで非常にサケ・マスが収支が悪うございまして、今年度といひますと、六十二年、まだ集計は終わっておりませんけれども、若干黒になるという明るい話も出てきておるわけでございす。しかし、単年なりあるいは数年間そういう状況になりまして、構造的に現在サケ・マス大型定置が持っている問題点なり悩み、こういうものが解消したと思ふえなわけではございす。したがって、むしろ若干ゆとりがた

またまこととある時期、こういう時期にこそ、こういう全体的、構造的な対策というものを逆にお願ひすることの方が時宜に適しているんじゃないかということ、ことしのこういう状況の中でこの特例をお願いしているわけでございすけれども、将来どの程度こういう状況というものが続いていくかということは、残念ながら現時点では定かじやございせんし、それから共済というものは、先生十分御承知のとおり、長期に立つての収支というものをよく見ていく仕組みでございすので、将来収支が改善した場合にどうなるかという点につきましては、将来の問題としてそういう状況がどれだけ永続し、それから構造がどれだけ直つていくかという、全体も含めまして、その時点で検討させていただきたいと思つております。

○田中(恒)委員 御答弁いただきましたが、サケ、マスのようなやり方をしておるのは、今のところ大型のこれだけだから、ほかのところはないからという意味で適用はないだろう、こう言うのです、しかし今度の法改正でノリの養殖の特例を正式に発足させますね。これも、やはり限度漁獲量というものを設定しておりますね。

私は、こういう形で、これは基本的な収支の關係だと思つて、加入が低くてどうだということが問題になつておるわけですから、やはり次から次とこういう方式が出てくるということ、これは漁業界全体が心配しておると思うのです。ですから、この議論は余りしませんが、やはりこれはサケ・マスに限っていくという立場に立つて、将来収支が改善されていけば、これはサケ・マスの会計になつておるわけですから、そこでやれるという状況になれば、何もそういう頭打ちのよなものをしなくたってやれるならやるべきで、それは長期から何年間の収支状況を見なければいけぬという意味はわかりますけれども、そういう運用はひとつ心してやつてもらいたい、こういうふうな考えますね、私としては、御意見があつたら後で答えたいと思ひますが、今お話がありました輸入水産物の影響

が、サケという同じ魚についても、若干私と長官との間にはまだ、わからぬこともない面もありますけれども、隔たりがある。私は、もっと大きな密接な関連があると見ておりますが、しかし、現実に日本の水産業は、異常な輸入水産物によって魚価安の状況が続いておる、これに円高が拍車をかけておる、こういうことだと思ふのです。ですから、輸入水産物に対してどういう対応をしてくるかということは、政策選択としては非常に大きな問題になつておると思う。サケの問題一つ取り上げても、お互いこの委員会を中心に行政と政治の立場で議論しておつても、どういう影響が連動しているかということについてはちよつと違ふのですが、私は一遍客観的に、いろいろな水産物が輸入されておるので、それをまず実態を的確に水産物の關係について、價格的にこういうことになつておりますということを一遍お示しをいただきたいと思ふのです。この輸入の問題は、これはだれが見ても大変な問題になつておるわけでありまして、ぜひこれをやつていただきたいと思ひます。

そして積極的に考えれば、やはり秩序ある輸入ができるような国内の協賛体制をつくる。具体的には、輸入にはI・Qもありましようし、自由な取引もありましようが、何らかの話し合いの場をつくつて、お互いに国内の物価やいろいろな経済状況等にもらみ合わせながら協議を合つて秩序あるものをつくつていく、こういうようなことも水産庁は、当面やろうとすればやれぬことじやないんじやないかと思ひますが、輸入というもののについてどのような考えに立つていただいているのか、輸入水産物に対応する対応策、この点をお聞かせいただきたいのです。

○田中(宏尚)政府委員 水産物の輸入がこのところふえてまいりまして、去年はついに二百萬トン、金額にいたしましても一兆二千億圓台という史上最高の数量に相なつておるわけでございす。そしてこれをどう評価するかということにつきましましてはいろいろな見方があるかと思ひます

○田中他委員 私は水産庁が勝手に決めて、それで上から指示しただけ、こう言っておるのじゃないのです。今、中期計画でそういう目標を持っていらつしやるなら、その目標の設定の過程の中でいろいろな角度から内部では検討もなされたのではありませんが、やはり水産庁も監督官庁としてそういうものが可能になるように法律改正、できればこれに取り組まなければいけぬわけでありますから、やはり力を合わせて、漁協の一括加入というのは確かに私はいいと思うのですね、ですからそういうものを進めていくようにしなければいけぬと思います。同時にやはり、漁協の加入にメリットがあるようなこともあわせて考えてやらないと、これは言っても事はなかなかスムーズに進むというようなものではないと思うのですね。

一つは、この間参考人の御意見をお伺いいたしまして、私も質問をいたしました、が、漁協の体制をきちんと強化をしていくという指導が必要である。特に、指導部というかこの種の共済事業の必然性に関連をして、地域の営業計画などといったようなものも設定をせられて、それぞれ先駆的な地域では取り組みが始まっておるわけでありますから、こういうものと絡んで、地域の漁民の共済

といったようなものをこういう形で取り組んでいくようにないかといったようなことを引き出してくる漁協の担当部署、担当者、こういうものがなっていくという事業は進みませんよ。私も農協の共同事業というものの一番最初ごろをやった一人ですけれども、やはり漁民の最先端に担当者が配置をされるということが一番大切だと私の経験からは考えておるわけです。そういう意味でその辺の、担当者が設置をされることのできるような諸施策策を、これは政策的にいろいろ外との関係等もあるわけでありますけれども、水産庁として一週知恵を出してみたらどうかということを御提案していただきたいと思います。

それから、やはり掛金などの問題について漁協の一括加入というものがいいんだぞ、こういうものを示してほしいと思うのですね。そういう意味

では、現行の一号漁業の漁協契約については国の掛金補助は六五%になっております。これは漁協が加入する場合ですね。だから今度、二号、三号で漁協が加入するということになれば、これは六〇%であります。これを六十五%、五%ぐらいの掛金補助をふやしていくというようなことは考えられて当然じゃないかと思いますが、いかがでございますか。

○田中(宏尚)政府委員 確かに、そういう方式をとることが加入率を引き上げるなりあるいは今回お願いしております漁協契約方式を普遍化していくという上で有効なことは事実でございますけれども、ただ、共済掛金に対する国庫補助率につきましては漁業者の負担能力等を勘案して定めるといことが基本でございます。同じ漁業種類を営む漁業者につきましてはその経営規模なり経営形態等に大きな差があるわけではございませんで、個別契約方式で加入するあるいは今回お願いしております漁協契約方式で加入するということに加入の仕方なり共済需要の問題でございまして、加入の仕方が個別か漁協契約かの違いによって補助率を変えるということにつきましてはいろいろと波及する問題もございまして、場合によっては漁業者間の不公平も出てきようかと思っております。非常に困難ではないかと考えておる次第でございます。

○田中(恒)委員 非常に困難であるとすれば、改善の策として、漁協契約については組合員の三分の二以上の同意があれば全員加入しなければならぬということになっております。その場合、全数加入でないとの補助率は改正案によれば半分に減ります。これはちよと余りにひど過ぎると思ふのです。それを段階的に全数加入の補助率に近づけていくという方法はとれません。何かそういう形で漁協の加入というものはメリットがあるよというものを示してやらないと、私はその共済加入というものはそんなに甘いものじゃないと思ふのです。これは今までの長い歩みを実数で示していると思ふのです。ですから、今まで六

〇%であったものを三〇%に落としていく、そんな大幅な落とし方ではなくて、やはりその度数に応じて段階的に補助率を設定していくといったようなことは、これは大蔵省とよく相談していただいて、理屈に合うならやはりやった方がいいのじゃないでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 先生からの御提言でございますけれども、やはり義務加入で全数加入、そのときに特別に補助率を上げていくということには、全部が入ってこれたことによる危険の分散でございまして、か、そういう共済として究極としてねらっている姿がそこに実現できるので、国としても多額の補助率という体系がとれらるわけでございます。そういう中で、全戸までとはいかないけれども、二分の一なら二分の一以上の段階的なところでも何らかの優遇措置というものも一つの考え方としてあらうかと思ひますけれども、逆に義務加入で全戸加入ということに對しましては、むしろそういう減額のあるいは減額的な国庫補助率を導入することによりまして真摯な努力というものは放てきされる危険もあるということもありません。なかなかそういう仕組みをこの制度の中に導入するということは問題が多からうかと思ひております。しかし、いろいろな方々からそういう御要望が出てくることも事実でございますので、全戸に入っていたら共済としての究極の姿を実現したいという義務加入の理念とそういうものが調和をとるべきところがあるのかどうかということにつきましてはいろいろの機会に我々自身も頭の中で勉強はしてみたいと思ひておりますけれども、制度の仕組みとしては残念ながらなかなか実現するには難しい問題が多過ぎるのじゃないかと認識している次第でございます。

○田中(恒)委員 二つだけ大きな問題で聞きます。一つは養殖共済でございますが、これはつくる漁業ということで全国各地でさまざまな形で取り組んでおるわけでありまして、この養殖漁業をめぐって、アジとかクルマエビあるいはフグとい

う新しい種類の共済を対象にしてほしいという声がこの数年出ております。またそれだけ地域的な広がりも示しております。だから、これも当然将来逐次広がりていくのだろうと思ふのですが、これは魚種ごとの共済になっておるということですね。こういうふうになっていくと、今養殖をやっておる種類は八十近くあるというのですが、これが一つ一つ共済の種目として位置づけられるというのとはなかなか大変だと思うのですが、これは例えば魚種ごとの共済制度といったようなものに再編成できないのかどうか、こういう問題もあります。あるいは共済制度はそれこそ全戸加入でなければいけぬということになっております。しかし、実際の漁村の実態は、そんなに一人漏れなく入るといふのは難しいのですが、例えば一人二人つむじ曲がりというか、漁協が話すのなら、あの人があるのだからといってなかなかまとまらぬ人があるのですね。そういう者まで入らなかつたということでは条件が悪くなる。こういうことについては、これも加入の問題であります。もう少し特例的に考えてあげる必要があると思ふのです。

そういう点を考えていくと、養殖の共済というものについては一遍根本的に考えてみる必要があるのではないかと。私どもの県はハマチが非常に盛んなところでありまして、ハマチの養殖は掛金ほどは戻っておりませんが、そのほかの真珠とか母貝あるいはタイとか、一年物とか二年物とか三年物とかいろいろありますが、ほとんどこの五年ほど掛金は掛けてきた一文も共済金がないという状況になっております。今度若干いろいろなことを考えられておるようでありますが、こういうものも含めて一遍養殖共済を基本的に考えてみる必要があるのじゃないか。私どもの先駆的な地帯では、例えば台風などを中心とした天災、または社会的な災害、そして魚病というものがあつたが、漁場をきれいにするには魚の病気をなくすことができる、だから魚病は選択制でよいのではないのか、

いま一度養殖共済というものは考え直してみたらどうか、こういう提案を持っておる人もおります。いろいろな意見があるのだろうと思ひますが、養殖共済についても少し包括的に対象にして、しかもこれまでに示されたいろいろな問題が解決できるような方途はないかどうか、これをひとつお尋ねします。

それから最後に、日ソの漁業交渉が先般来始まっておりますが、この日ソ漁業交渉の見通しについて、五月に入るともう漁期に、出漁の段階に入るのだと思ひますが、それまでに何としても話をつけなければいけぬのだと思ひますが、どういふふうになっておるか、要点で結構ですから御報告いただいて、終わりたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 養殖につきましては、確かに現在行われておる養殖の種類が八十種類にも及んでおりまして、その中の七種類だけが養殖共済の対象ということで仕組みがつくられておるわけでございます。そのほか、このところヒラメとかいろいろな魚種の養殖というものが各地で相当伸びてきておる。そういう中でこれから養殖共済をどういふふうにつけていくかということにつきましては、その養殖漁業そのものの移り変わりと関連して基本的な問題をたくさん含んでいるということでは事実かと思ひております。

ただ、現在の状況でございますと、現在七種類について養殖共済を行つておるわけでございますけれども、これ以外のこのところ各地でそれぞれ特徴を持ちながら伸びてきておる魚種につきましては、まだ全国規模なりあるいは地域にいたしましては、危険分散の可能性でございまして、かあるいは引き受けなり損害の査定の実行の可能性でございまして、か、そういう保険の前提条件を満たす点について残念ながらまだ多くの解決すべき問題があるのじゃないかというふうになつておるわけでございます。そういう共済に取り上げていただきたいという要望がいろいろな地域からも出てきておりますので、そういうものの漁業の実態あるいは経営とのかかわりあるいは共済設計上の問

題点、こういうものにつきましては我々事務段階
といたしまして常日ごろいろいろなトレースは
行つてまいりたいと思つておりますけれども、現
段階でそういう保険数理なりあるいは実行にたえ
得る養殖で現在共済対象になつてないものという
ものは残念ながら見当たらないという段階ではご
ざいますけれども、これから引き続きさらにそう
いう漁業実態の確な把握、それから共済とのか
かりというものにつきましては我々も我々なり
に勉強を続けてまいりたいと思つております。

それから日ソ交渉でございますけれども、二月
二十九日から第四回の日ソ漁業合同委員会とい
うものが開催されました、残念ながら三月十四日
に一たん中断いたしました、昨二十五日からモスク
ワで再開されているわけでございます。きのう第
一回の会談が行われたはずでございますけれども、
も、現在のところまだ協議スケジュールでござい
ますとかそういう手続的なことにつきまして、情
報がこちらに入つてきておりまして、会議の具
体的中味なり進展というものにつきましては我々
も承知してないわけでございますけれども、ただ
この前中断しました会議、それからその後のい
ろんな接触を通じて、一つは何といひまして
も今年度大きな問題として一九九二年までに沖
取りを全面禁止するというのを相当強い原則論と
してソビエトが掲げてきているわけでございま
す。そして、これに對しまして我々もいたしまし
てはこれだけ歴史と伝統のある北洋漁業、こう
いうものの灯を消してはならぬということで、何と
か日本側の沖取り継続というものを認めさせるよ
うこれからの努力してまいりたいともちろん思つ
ているわけでございますけれども、ソ連の原則的
立場はかなり強いという状況でございます。

それはさておきまして、今年度の具体的な接触
でございますけれども、これは漁獲クォータなり
あるいは操業水域それからさらには取り締まりの
強化ということにつきまして、それぞれ先般の会
議でも具体的な話し合いがなされましたけれ
ども、これまた相当隔たりが両者間にあるわけで

ございます。こういう中で二十五日から折衝を再開
しているわけでございますけれども、何とか日本
側といたしましては、現地に關係漁業者が同行
しておりますので、そういう現地の關係漁業者な
りそれから国内のそれぞれの業界団体とも十分相
談しながら我が国として受け入れ可能な結論とい
うものが得られますよう、残された日にちもそう
ございましてので全力を挙げて取り組みたいと
思つておるところでございます。

○田中(恒)委員 終わります。

○菊池委員長 安井吉典君。

○安井委員 佐藤農林水産大臣は、アメリカとの
農産物交渉できょうの夕方立たれるそうです。そ
ういうことで今お見えになつてないので、いろ
ろ伺いたいことがあるわけでありまして、残念な
がらそれはできませんが、政府として農林水産大
臣にいかなる任務を与えて訪米をさせるのか、そ
のことについて、きょうは政務次官がかわつてお
見えでございますから伺いたいと思つてお

見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお

見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお

見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお

見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお

見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお

見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお

見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお

見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお

見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお
見えておりますから伺いたいと思つてお

す。そういうことから、特にその中で日米双方の
主張には依然大きな隔たりがございましたし、ま
た余りこれを延ばしておりますと御案内のように
五月四日のガットの理事会もございまして、ア
メリカは再度パネル設置を要求する、こういう事
態になつてまいつておるわけであります。

こういうことから、さらに先方にも大変迷惑
をおかけいたしますけれども、この際佐藤大臣が
みずから再訪米いたしましてヤイター通商代表と
直接話し合いを行う必要がある、こういうふう
に判断いたしましたして出発をさせていただくこと
になつたわけであります。しかし、今お尋ねのよう
に、政府の基本的な立場といたしましてはあくま
でも我が国の牛肉、かんきつの生産の立場を守る
というこの基本的な立場をしっかりと踏まえなが
ら話し合いにより速やかに本件の解決をするため
にさらにまた最善の努力をやりたい、こういうこ
とが現在の政府の考えであると御了解をいただき
たいと思つておるわけであります。

○安井委員 その御本人がおられないわけですが
らもう多くを申してもしょうがないように思いま
すけれども、どうも報道によりまして、五年後あ
るいは三年後の自由化というのを目標に置きなが
らそれへの条件づくりを進めていくのが任務だと
いうふうな報道になつておりますことは今日まで
の我々のここで主張してきたことと全く違つたわ
けで、それでは困るということを申し上げておきた
いと思つております。最小限度この委員会が全会一致
で決めた決議があります、その決議を離れることが
ないようにつまり自由化というものを避けること
が交渉の目的なんだということをひとつ明確にし
て対応していただきたい、そういうことを一つ申
し上げてきょうの本題に移りたいと思つております。

今度の漁業法の改正は、加入が十分に行われて
いないというふうな状況も踏まえあるいはまた赤
字がどんどん出ているというふうなことも考慮に
おきながら改善を加えていくというのが趣旨のよ
うであります。そのことはよくわかるのですけれ
ども、ただ、去年も改正、おとしも改正、それで

三年また続くわけですね。そういうようなことで、
この種の制度というのはやはり信頼性が大切な
ものでありますけれども、漁業者の、引き締めて利益
を損なうのではないかというふうな心配をする向
きもあります。今度のこの改正によつていかなる
改善といひますか、具体的に加入者がこれだけふ
えるとか、経営の改善についてもこういう具体的
な事実があらわれてくるとか、そういうふうなお
見通しについてまず伺ひます。

○田中(宏)政府委員 中小漁業者の災害等によ
つて受けます損失を相互に合理的に補てんし
て、漁業の再生産確保なりあるいは漁業経営の安定
を図るということで漁業災害補償制度というもの
が運営されているわけでございますけれども、漁
業災害補償制度の前提になります魚価の状況なり
あるいは漁業実態というものが、いろいろな事情
が積み重なりましていろいろと変わつてきていま
すのでございます。

そういう中で、共済制度という長期を要する制
度でございますので、できるだけ安定的な制度で
あり、長期間同一制度が継続するということが望
ましいことは、共済を運営する側にとりましては、
関係漁民にとりまして当然のことかと思つてお
りまして、我々もいたしましては、できるだけ長
くもち得る制度というものを念頭に置きまして従
来も改正をしてきたつもりでございますけれども、
残念ながら、実態の動きというものがその制
度で意図したものを超えてしまったという点も正
直言いたしてあるわけでございます。

そういう中で、今回、何とか一番問題となつて
おります加入の拡大を図つて収支全体を改善した
いというところで、いろいろな具体的な事項を積み
重ねましてお願いしているわけでございますけれ
ども、この結果、これから加入であるとか収支がど
ういうふうになつていくかという具体的な見通し
でございますけれども、これは残念ながら、長期を
要することである、しかもその加入につきまして
は、共済制度という一つの運動によつて支えられ
みんなが入つてくるという自主的仕組みでござい

ますので、行政側が、この程度入るであらうとかあるいはこの程度入るべきであるという数字を示しする立場にはないわけでございませうけれども、その系統みずからの運動の一つといたしまして、昭和六十一年度三千億共済金額ベースで加入しておりますものを、六十四年度に三千四百億まで共済金額ベースで加入を引き上げたいということを目標として運動を展開するという状況にございませうので、我々といましては、都道府県とも相連携しながら、そういう共済組合みずからが立てた目標の達成ということに、いろいろな努力なり援助というものをこれから行つてまいりたいというふうにご考慮願ひを申し上げます。

そういうことで加入が広がり、それから、今回のいろいろな制度の改正ということをお認めいただきますれば、このところいろいろ問題を持っております取支というものが確実に上向くことは事実でございませうけれども、これも、その年その年の危険の発生度合いというものと大きくかわり合つてまいりますので、残念ながら昭和何年度に取支としてこうなるといふ具体的な姿はお示しできないわけでございませうけれども、いろいろな今回の改正で相当程度取支というものにも貢献してくるということだけは事実かと思つております。

○安井委員 以下、今度の改正によつて北海道の漁業にかなり影響が出てくるというふうなことでございませうので、そこに出てくるいろいろな声を率直に申し上げて、農林水産省としてのお考えを求めたいと思ひます。

まず、一番関心が深いのはサケの定置についての問題であります。これまで共済金の支払いがずっと連続して多額に払われて、共済組合や連合会や国の特別会計に赤字をふやしてきたというふうな事情があるようでありませう。だから、ある程度の改正は仕方ないというふうにご考慮願ひたいというのが一応定着しているわけでありませうから、これを改めるとしても、漁業者の経営に支障を来さ

ないようになさなければならぬわけですが、激変緩和とかいろいろな言い方がありますけれども、数量による削減も最小限度にとどめるようにすべきではないか。政省令の段階でいろいろな配慮をするという先ほどの御答弁もありましたけれども、その辺はどうお考えですか。

○田中(宏尚)政府委員 今度、こういう基準漁獲数量という北海道の大型定置にとりまして非常に数量の深い制度を導入することになったわけでございませうけれども、この具体的ないろいろな中身につきましては、ただいま先生からお話がありましたように、その政省令という段階でいろいろな具体化させていただき、それに従つて運営をさせていただくという手順に相なるわけでございませうけれども、我々といましては、少なくとも漁業生産に悪影響を及ぼすことがないよう、漁業実態を踏まえて適切かつ弾力的にこういうものは対応してまいりたいというところで、北海道からいろいろな御要望を聞いておりますので、中には難しいものも一部あるようございませうけれども、できるだけその実態に即し、それから、現場の方々の御要請を受けてこれから政省令の立案に当たつてまいりたいと思つております。

○安井委員 もっと具体的に申し上げますと、サケの定置漁業に対する共済金の支払いを、今度は一定の漁獲量に依つて支払いを減らしていくというふうな改正がございませう。

そこで、この改正法の主たる漁獲物という言葉があるわけでありませうが、これはアキサケだけに限定してほしい、ハルサケその他の大型定置は対象にしない考え方なんであるというふうなことをぜひお願いしたいとか、また、総漁獲量の八〇%以上のものに限定してほしいとか、こういう要望があるようでありませうが、これについてはどうでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 今回の基準漁獲数量の導入対象になりますものにつきましては、ただいま先生からお話がありましたように、主としてアキサケをとることを目的とする大型定置漁業という

ものを対象とすることに我々自身も考えておりますので、その点につきましては、北海道の方々と隔たりはないというふうにご理解願ひしております。

○安井委員 いずれにいたしましても、基本的なお考えは今伺いましたけれども、現場で共済加入に苦勞している漁業運営に当たつては人たちの意見を十分聞いて、尊重するということが必要なので、先ほど御答弁もございましたけれども、そのことをぜひお願いしたいと思つております。

そこで、この数量による共済金の削減というのは、ほかの漁業にもこれを波及させるということに適當ではないと思つたのですが、その点についてはどうお考えですか。

○田中(宏尚)政府委員 今回、サケ・マス大型定置にこういう制度を入れるということは、ふ化放流事業というもので安定的に漁獲量が確保されている、しかも、その漁業に係ります共済事故の収支というものが事業運営上大きな問題になつてきているということからいまして、こういう制度をお願いしているわけでございませう。現在のところ、このような実態にあるほかの魚種なり漁法というものは見当たらないので、今回の基準漁獲数量の制度を適用いたします漁業はサケ・マス大型定置漁業に限定するというふうに当面は御理解いただいて結構でございませう。

○安井委員 基準漁獲数量とか漁獲数量といういろいろな言い方があるわけでありませうが、その概念についても、ぜひ実態に即したものにしたいという要望があります。サケ以外の混獲されるものは、余り金にもならないわけですから、そういうものは除外し、基準からは除いてほしいというところのようでありませう。また、放流尾数とか回帰率を勘案できる措置を講ずべきではないかという要望もありませう。これらの点についてはどうですか。

○田中(宏尚)政府委員 基準漁獲数量を決めます際には、特定の漁業種類に着目いたしまして、当該漁業におきます過去の漁獲数量というものを基準として定められるということに基本的にはなつ

ているわけでございませうけれども、今回のサケ・マスの大型定置漁業の漁獲物は、サケ以外も含めた全漁獲数量というものを我々としては対象としたいと考えているわけでございませう。

そういう中で、混獲物を取り除いて算定すべきじゃないかという御意見も我々も聞いているわけでございませうけれども、サケ・マス大型定置漁業の場合には、漁獲量のほとんど大部分がサケ・マスであるということ、それから、共済組合が基準漁獲数量を算定いたします際にはこういう混獲状況を念頭に置き、あるいは考慮して定めるということになつておりますので、実際上は問題は生じないというふうにご考慮願ひを申し上げます。それからさらに、基準漁獲数量の算定に当たりますのは、共済組合は、混獲状況のほかにふ化放流の状況等こういうものもあわせ考慮いたしまして、漁業実態に即してこれを定めるといふことに相なつておりますので、それぞれの現場の共済組合段階の運用で、そういう御危惧の点は解消していくというふうにご考慮願ひを申し上げます。

○安井委員 北海道で、一定の数値と漁獲倍率に依つて定める段階的割合というふうなものを具体的ににつくつて、これでやつてはいただけないでしようかというふうな提起があるわけでありませうけれども、水産庁としてはこれはどういふふうにお考えですか。

○田中(宏尚)政府委員 具体的な数値につきましては、現在財政当局と鋭意折衝中ではございませうけれども、地元の方々の御要望、御意見というものは我々も十分聞いておりますので、そういうものにも配慮いたしまして決定をさせていただきますと思つております。

○安井委員 昆布養殖の側面から、掛金が高いというふうな問題も現行法であるわけだけれども、個々加入ができないという問題がある。個別契約がノリの養殖の場合はできるわけなので、そういうのと同じ扱いを昆布にもしてもらえないかというふうな要望も聞かれています。これについてはどうですか。

○田中(宏尚)政府委員 御承知のとおり、現在昆布養殖業につきましては、一般的に天然昆布をとる漁業と密接不可分の関係にあるということから、漁獲共済のいわゆる第一号漁業ということで共済対象としているわけでございます。こういうことになっております結果、漁業協同組合が一括して代表して共済契約を締結いたしますわけである集団加入方式というものがとられておるわけでございまして、本来集落総有的な入会漁業というふうなものは、本来自然採集的な入会漁業という形で成立し立地しているということが強くございまして、それから、個々の漁業者の豊凶と申しますもの、漁場全体の豊凶によって逆に規定されてくるという問題もございまして、こういう集団加入方式をとっている次第でございますし、またそういうことをとることを通じまして、運営上のコスト削減というものにも役立っているようにかと思っております。

北海道から、こういう集団加入じゃなくて個別補てん方式というような要望が参つておることは、私も承知をしておりますけれども、現在の全国的な状況から申し上げますと、集団加入方式というものがそれぞれの地域で定着いたしてございまして、これを個別にするということにつきましてはいろいろな問題がございまして、現時点では難しかろうかと思っておりますが、今後、共済団体のいろいろな御意向でございましてとあるいは昆布に絡みます漁業実態というものが十分調査しながら、これからの問題として頭の中に入れさせていたいただきたいと思っております。

○安井委員 もう一点、団体間の負担区分の見直しの問題について伺っておきます。

連合会の負担部分から五割ぐらゐを共済組合の負担としていくとかいうようなことであります。現在の八五対一五という負担割合の基本は変更しないで、共済金の支払いの状況によって考えていくということのようでありまして、この点については、水産庁でも、共済組合側のいろいろな話なども聞きながら御検討されているというふう

うに聞くわけでございますが、余り共済組合側の負担をふやさない、むしろ軽減する方向で何とか進める方法はないのか、こういう期待があります。この点も伺います。

○田中(宏尚)政府委員 共済組合の保有のあり方につきましては、ただいま先生からお話がありまして、八五対一五という基本は変えないで、今回のような比例部分の一部導入ということをお願いしているわけでございます。したがって、大数的には、今回の仕組みを入れたからといって共済組合にとつて収支変動があるというふうなものではないと存じますが、その年によりましてあるいは組合の状況によりまして、個々には今先生御心配のありましたような事態も出てくるわけでございまして。

したがって、そういうものへの対応といったしまして今回導入いたします比例部分につきましても、一定の深さまでの比例部分にとどめまして、それを超すものにつきましては連合会なり国が直接負担するという仕組みにしておりますので、共済組合の収支に大きく影響するということとはなからうかと思っております。この際、比例部分の上限数値というものを具体的にどこで設定するかというところが関係者に非常に深いわけでございまして、これも、これにつきましても、今後共済団体の意向も十分踏まえまして、事業運営に支障が生じないよう十分配慮して決定してまいりたいというふうに考えております。

○安井委員 あとは午後には、この際、暫時休憩いたします。

正午休憩

午後三時七分開議

○菊池委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。安井吉典君。

○安井委員 午後は、この際、日本の水産をめぐる国際的な二、三の問題についてお尋ねをしてみたいと思ひます。

まず、この間ことしの作業を終わって帰ってまいりました調査捕鯨の問題を若干伺います。

南水洋ミンクジラ予備調査船団は、三月の二十六日に調査を終えまして、四月の十八日、帰国をいたしました。非常に複雑でかつ厳しい国際情勢の中での調査であつたわけでありまして、政府としてその調査の結果をどういふふうに評価をしているのか。そしてIWCは五月の六日から科学会議、五月の三十日からは本会議というふうな会議が設定されております。英国提案の郵便採決等の問題もございまして、調査捕鯨に対する厳しい強い反対といひますか抵抗があることも当然予想されるわけでありまして、これらへの対応をどのようにするか。事前の根回しをきちつとやるのか。そういうような対策も必要ではないかと私は思ふのでありますが、それらの点についてのお考えを伺ひます。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまお話をいたしましたように、調査捕鯨の船団が十八日に帰つてきたわけでございますけれども、調査捕鯨頭数二百七十三頭につきまして、現在調査結果の取りまとめを鋭意科学者間において取り急いでおるところでございます。結果の取りまとめにつきましてはこれから数カ月かかるというところでございまして、調査そのものの最終的な評価というものはまだ現時点ではできないわけでございますけれども、いろいろと調査に参加してきた科学者からの聞き取りによりまして、やはりあれだけの海域で当初設定された予定どおりの航法で通つてきておりますので、いろいろと科学的に貴重な資料の集積ができた、そして、これをこれからさらにそれぞれの鯨の年齢構成でございまして調査結果の精密な分析といふものができるだけ早く終えて対外交渉の役にも立てるようにしたいというところでござい

ますので、我々としても一日も早い調査結果の取りまとめ、公表といふことを待ち望んでいるわけでございます。

いずれにいたしましても、ただいま先生からお話がありましたように近々IWCの総会が開かれるわけでございまして、それに向けまして当方といたしましては、会議の場でききなりいろいろ話し合ひましてもなかなか意思が疎通しないという問題もございまして、いろいろな関係で水産庁の職員なりOBなりあるいは関係の方々には外国に行く機会が多々ございまして、そういう方々を総動員いたしまして、個別にそれぞれの国の鯨関係者と事前に会うといふことをこのところずつと積み重ねてきておる次第でございます。水産庁からも国際問題を担当しております審議官等を海外に派遣いたしまして、それぞれとの事前の根回しといふものに相努めている次第でございます。いずれにいたしましても、そういう中で開かれます総会におきましては、IWCが商業捕鯨を全面禁止をしているわけでございまして、この全面禁止決定の見直しのために一九九〇年までに鯨資源の包括的評価を行うといふことになっておりますので、今回も鯨の調査の必要性というものがつきまゝ強く訴へまして、加盟国の賛同を得られますよう最大の努力をしたいと思つておるところでございます。

○安井委員 もう一つ、小型捕鯨の問題がござい

ます。いわゆる生存捕鯨という範疇で、技術小委員会の検討にその定義の問題等もゆだねられていていふふうな状況であります。太地において各国の学者の会議等もあつたりしているわけでありまして、いずれにいたしましても、この小型捕鯨は、運命まさに間近に迫つていふふうなことで、関係の地域社会や捕鯨に関係のある多くの人たちが非常に大きな関心を持っています。したがって、この問題についても、当面取り急ぎ何とか存続ができるような対策を進める必要があると思ひます。どうですか。

○田中(宏尚)政府委員 現在、IWCの枠組みのもとでいわゆる原住民生存捕鯨という形で、米國でございまして、エスキモー等を中心として、一定の捕鯨が認められているわけであ

ございますが、当方といたしましては、沿岸で行っておりまして小型の捕鯨、これはそれと性格が全く同じであるということであつて主張してきていますわけでございますけれども、エスキモー等特殊な経緯なり現況のものに認めていくにすぎないということ、なかなか納得を得られていないところでございます。

しかし、性格といたしましては、その歴史的、文化的背景なりあるいは地域の限られた需要にこたえるという点におきましては、現在アメリカ、ソ連に認められておる原住民生存捕鯨と内容としては全く同じであるという認識に立つておるわけでございますし、それから、このところ我が国の沿岸小型捕鯨に対しまして世界の文化人類学者等の関心というものが、今回日本で開きました会議を契機といたしましてかなり高まってきたという動きもございまして、こういう中立的な世界のいろいろな学者の研究成果というものを幅広く活用しながら、我が国の要求というものが既存の原住民生存捕鯨に比しまして何ら見劣りするものではないということについて国際的な理解を獲得できますよう、いろいろなチャンネルなりいろいろな場を通じて今後とも努力してまいりたいと思っております。

○安井委員 私、調査捕鯨の今度の成果をどういふふうにして生かすかということといふゆる生存捕鯨と二つの問題を今提起したわけでありまして、IWCそのものの存在理由というふうなこともと真剣に取り組む必要があるのではないかと、私はそう思います。とにかく、本来の考え方と全く違つたIWCに今日なり果てていふということであらうと思ひます。したがういふ、これから脱退するとか、あるいはそれぐらいの決意を持つて徹底的な体質改善を進めるとか、そういう抜本的な取り組みというものが必要になつてきているのではないかと申すわけでありまして、きょうは短い時間で余り深入りすることはできませんけれども、そういう問題についての検討はどうでしょうか、水産庁長官に伺います。

○田中(宏尚)政府委員 IWCが御指摘のとおり非常に偏つた動きといひますか運動といひますか、そういうものが強くにじみ出てきているということにつきましては、我々もいたしまして非常に残念でございますし、それから過去も再三そういうことについて警鐘を鳴らしてきているわけでございます。しかし、一九九〇年までに資源についての包括的見直しをするという一つのこれからの動きがございまして、それから、これだけ国際化してきている中でこの条約から外れることがプラスかマイナスかという判断もございまして、それから、このところソビエトがアメリカとの関係で、今までアメリカ、ソビエトが鯨をとっているというところでペリー修正法なりマグナソン法で署名していたわけでございますけれども、この署名を取りやめるといふことの中で、ソビエトの鯨に対する動きというものがどちらに出るかわかりませんが、恐らく一つの動きがあるのかという感じもしておるわけでございます。

その中で、何と今回の予備調査というものの成果を早く取りまとめまして、科学的確信なり科学的資料に基づいての総会内でのいろいろな説得というものに当面は全力を挙げることが、これからどういふ展開になるかということもございまして、当面はそういうことに全力を挙げることが我が水産庁としての職責であるというふうに認識してある次第でございます。

○安井委員 当面の対応はもうそれよりほかになんかあるのでしょうか、やはり基本的な、対決というのか、IWCそのものを解体し直すというぐらゐの強い決意で問題に臨んでいかなければ問題の解決にならないのではないかと基本的な問題点だけをきょうは指摘しておきたいと思ひます。

現在、日本の国際的な漁業環境というものは非常に厳しいものになつてきています。ペーリング海公海水域の操業を凍結するというアメリカの上院の決議があるかと思へば、同じくアメリカの連邦高等裁判所は、アメリカ二百海里内サケ・マス漁

の禁止の判決を出しました。そうかと思へば、日ソサケ・マス漁業交渉は非常に難航に難航を続けて今日あります。そういったような状況で、こんな形が進めば、日本の最大の水揚げ港である釧路市、その釧路市だけでも、関連産業を含め四千人の雇用の問題、七百億円の損害というような影響が生ずるといふふうには伝えられています。したがつて、これらへの抜本的な対策というのが非常に急がれるわけでありまして。

今のペーリング公海の問題や、あるいはアメリカ二百海里内のサケ・マス漁の禁止の問題、これらについて、政府としても有効な対応の方法はないのかという思いがするわけでありまして、どうでしょうか。日ソ漁業交渉の方は、これは後回しにして、アメリカ関係の問題についてのお考えを伺います。

○田中(宏尚)政府委員 アメリカとの関係は、このところいろいろな点でデッドロックに乗り上げているわけでございます。その一つが、今もお話ありました、アメリカ二百海里内でのサケ・マスについての差しとめ命令というものが出ているわけでございますし、それからもう一つは、そのアメリカ二百海里内でも今まで日本漁船がとってきたものに對する割り当てがゼロという問題があるわけでございます。それからさらに、ペーリング公海につきまして、これはアメリカだけじゃなくて、アメリカとソビエトとの同じような雰囲気の中で、公海上の漁業に對するいろいろな規制問題と

いうのが出てきておるわけでございます。

その中で、当面の問題になつております米国二百海里内におきます母船式サケ・マスの漁業についてでございますけれども、これにつきましては、アメリカの高裁が地裁の暫定差しとめ命令を支持するという判決を下しましたわけでございますけれども、これに對しまして、我が国政府といたしましては、アメリカ政府に對しまして、訴訟対応を含めまして、我が国母船式サケ・マス漁業の操業の確保ということにつきましていろいろな形で強く働きかけてきたわけでございます。その結果、

四月一日に、アメリカ政府自身も連邦高裁に對する再審請求と同時に、暫定差しとめ命令の執行停止請求というものをしたところでございまして、したがういふ、当面はこの訴訟につきまして、これはアメリカ政府と同時に日本の関係漁業団体も当事者の一人になつておりますので、アメリカともどもこの訴訟対策に万全を期するということが当面の仕事でございまして、残念ながら、裁判所が相手ということ、スケジュールでございますとか結果がどうなるかということについての確に見通せないわけでございますけれども、水産庁なり政府全体といたしまして、今後とも我が国母船式サケ・マス漁船の操業の確保というものが十全に図られますよう、最善の努力をこれから積み重ねてまいりたいと思つております。

それから、ペーリング公海の問題でございますけれども、アメリカの上院で決議がなされました、あるいはこのところアメリカ、ソビエトの漁業関係者がペーリング公海問題につきましていろいろな会議を持ち始めたという動きもあるわけでございますけれども、我々もいたしましては、何とないまして公海での漁業というところで、幾ら二百海里体制というものが強まってきたとしても、公海における漁業という長い歴史と哲学の問題があるわけでございますので、そういう米ソの接近、協議というものはございまして、当方として毅然たる態度で交渉なりあるいは折衝にこれからの臨んでまいりたいと思つております。

○安井委員 どうもアメリカは友好国であるのだから、それから今の牛肉、オレンジも大変な事態の中にあります。そのアメリカと農林水産省は全力を挙げて戦つていふという今の状況のような気がしてならぬのでありますけれども、やはり通すべき筋は通していかなければならぬわけで、向こうが強いから後退また後退、こういうことでは困るわけですね。ひとつ、しっかりした対応をお願いしておきたいと思ひます。

さらに、日ソ漁業交渉の方もすつかり行き詰

まってきたるわけですが、操業条件や規制の強化がどうなるのか、そういうような課題があります。今当事者が一番気にしているのは、五月一日の操業開始に間に合うかどうか、そのことなんです。一番大きな関心事であります。四月中に何とか決着をして早期に妥結するように努力をしてほしい、しかも、同時に、実績は実績で守ってほしい、こういうことでありますから、水産庁の方もなかなか大変ではあると思いますが、けれども、その点、ひとつ最善の努力をこの際やってもならなければならぬのではないかと思います。

それから、違反体質というのが、これは今のアメリカの場合もあるいはソ連との関係についてもいつもつきまとうてくるわけで、これはもう弁解のしようがないわけでありまして、したがって、いまして、もっと真剣な検討と対策を、違反をいかにして防ぐかということに置くべきではないかとも思うわけでありまして。

そのことも含めて、日ソ交渉の行方についてのお見通しと決意を伺います。

○田中(宏尚)政府委員 日ソ交渉は四月二十五日、昨日から再開しておるわけでございすけれども、一九九二年までに沖取りの全面禁止という基本論はともかくといたしまして、当面のことしの問題につきましては、漁獲クォータ、それから操業水域、それから取り締まりの強化というようなことにつきまして、先般中断いたしました会議では相当の隔たりがあったわけでございす。しかし、ただいま先生からもお話ありましたように漁期も近づいてきておるわけでございすし、きのうからせつかく交渉が始まったところでございすので、何とか今月中に決着がつけれないものかということで、現地においてはきょうから精力的に相手と交渉に当たっているわけでございすけれども、こういう交渉ごとでございすので、どの時点でどういう形で決着がつくかということ、は、ただいま再開交渉が始まったばかりということもございまして、残念ながら確かなお答えはできません。

きないわけでございます。

しかし、日ソ交渉におきましても、それから先ほどお話に出ましたベーリング公海問題あるいはアメリカの二百海里内のいろいろな問題、こういうものすべてが、ある意味では違反操業でございすとかそういうものが引き金になっていろいろ問題が出てきているという点があることは我々としても非常に残念でございまして、基本的には漁業者みずからの自覚ということが前提になるわけでございますけれども、水産庁といたしまして問題の水域への調査船の派遣でございすとか取り締まり船の派遣でございすとか、こういうことを通じまして、できるだけいすすか少ないとも交渉相手の先様から足をすくわれないような国内での体制づくりというものは何とか取り組んでまいりたいと思つておるわけでございすし、そういう問題は別にいたしまして、一日も早く我が国が受け入れ可能な条件で日ソ交渉を取りまとめるべく、現地に行つております交渉団に對しましても督促をいたしたいと思つておる次第でございす。

○安井委員 ひとつ重大な段階でございすので、全力を挙げていただきたいと思つておる。

違反操業という点でもう一つ、日朝漁業についてもそういう問題をぜひ配慮願いたいわけでありま。

今、アメリカともソ連とも行き詰まっている中で、ただ朝鮮民主主義人民共和国だけは、私たちがそれに携わつてきたわけでありまして、一応円滑な出漁がサケ・マス流し網あるいは今度のイカについて行われているわけでありまして、しかし、もういつも言われるのでありますけれども、やはり違反操業というやうなものが向こうの心証を悪くし、問題をこじらせる原因になるわけでありま。すので、日ソについても、日米についても、日朝についても、違反操業ということが根本を覆すやうな悪い問題に立ち至るといふ可能性がある問題であるだけに、取り締まりを担当する水産庁としてぜひ配慮をお願いしたいといふことを今のソ連

の問題につけ加えて申し上げておきたいと思つておる。

最後に、日ソの関係で、今のような面倒な問題がたぐさある中で、ただ一つちよつと明るさがあるのは合併事業といふ問題であります。シベリアのイルクーツクで木材の製品工場が四月一日から合併法第一号として始まつておるということに続いて、今サハリンでも、これは漁業の問題で、サケ・マスふ化場の建設事業を両国でやろうといふ話が始まつたわけでありまして、サハリンにある七つの河川に八つのふ化場をいふことであり、北海道の横路知事もサハリンに行く等で非常に協力的であります。道庁の中にも委員会ができて促進の体制が進んでいす。そのほか、ニシン加工場とか何かの問題等もあつて、これからの新しい方向づけがこれらの動きの中からできはしないか、そういう期待を我々も持つわけでありま。す。したがつて、これに對して、政府としてもいろいろと関心を持ち、指導していただくといふことが必要ではないかと思つておるわけでありま。経営の採算性の問題あるいは経済体制が向こうとこちらと違ふものから、大体話がついておるやうに見えてもなかなかうまくいかないといふやうな問題もあるわけでありま。したがつて水産庁には、これらの合併事業といひましても水産関係の問題でありますけれども、そういう問題への対応についてどのようなお考えを持っておられるか、それを最後に伺います。

○田中(宏尚)政府委員 このところ日ソ間での合併の話といふのがいろいろな魚種、いろいろな形態につきまして話が出てきておるわけでございす。これはやはり、早急に見ますとこれから一つの方向であることは事実でございすし、そしてこういう合併が従来から權益として行つてきております中小漁業者にも影響を及ぼすことのないやうな配慮はもちろ必要でございすけれども、ソビエトとの漁業関係を発展させる、あるいは国交関係を発展させるという見地から申しましても、何とか育つものは育ててまいり

たいといふことで個別案件ごとにいろいろな相談にもこたえておりますし、それから昨日も横路知事も私のところへ参りましていろいろ北海道としての関心案件といふものにつきましても御要請がございまして、我々もいたしまして関係業界の動きといふものを見守りながら差し伸べる援助なり助言があれば積極的にこれに取り組んでまいりたいといふふうに考えておるま。

○安井委員 時間ですから、終わります。

○菊池委員長 武田一夫君。

○武田委員 漁業災害補償法の改正につきまして御質問いたします。

まず最初に、日本の漁業の将来展望について、きょうは大臣おいでになりませんから、次官の方のいろいろお聞きしたいのであります。

最近特に、海外漁場からの締め出し、二百海里問題に關係しましてそういう問題が非常に話題になつておる。そういう意味で、この問題は非常に大きな問題ではないか。それからいろいろな制約がまたそこにある。さっきの鯨とも関係のある問題で、宮城県、東北などはこれによつて大変な心配をしておるわけでございす。そういう要因もある。また漁業生産資材価格の高水準での推移とか魚価の低迷とか言われる、あるいはまた水産物の需要の伸び悩みであるとか、いろいろと考えてみれば厳しい環境ばかりが農業、漁業すべてにあるわけでありま。が、漁業の問題におけるそういう厳しさを乗り越えて、日本は水産国でもございすから、将来展望をしっかりと示さなければならぬわけでございます。

そういう意味で、最初にこの問題についての御見解をひとつお尋ねしたい、こういうふうに思ひます。

○北口政府委員 ただいまお尋ねいただきましたことは大変重要な問題でございまして、本来なら佐藤大臣みずから御答弁すべきでございす。が、御案内のようにきょうから渡米をいたしましたので、かわりまして政務次官からお答えをさせていただきます。

きます。

水産庁といたしましては今日まであらゆる努力をしましておこなうことは御承知のとおりでございます。ちなみに我が国漁業の現状を申し上げますと、二百海里体制の定着に伴います国際規制の一層の強化、加えて消費支出の停滞に伴います魚価の伸び悩み、さらにはまた水産物の輸入の増大など、御指摘のようにまことに厳しい環境となっておるわけでありまして。このような状況を踏まえまして、水産庁では長期的視点に立つて水産政策の基本的方向を確立いたしますため、これまでも漁業問題研究会を開催いたしまして、我が国周辺水域における漁業の振興策につき昨年十一月その中間報告を受けたところでございます。

今後は、同報告を踏まえまして、我が国二百海里水域の高度利用や消費者ニーズに適應した水産物の供給体制の整備等につきまして施策の具体化を図ってまいりますとともに、海外漁場の確保を図りつつ漁業の再編整備を推進することとしておりまして、これからは漁業の振興に一層努めてまいりたいと思っております。何とぞお力添えをよろしくお願い申し上げます。

○武田委員 問題はいろいろ多岐にわたっているのですが、そういう厳しい中で、特にあちこち歩きますと漁業関係者から出された問題。この間、私、高知県に行つてまいりまして、そのとき皆さん方が一番心配していたのは、日本は世界でも有数の水産物の輸入国でございまして、大体三〇％の輸入額が日本にあり、アメリカと合わせると五〇％、このままの状況で今後いけるものかどうかという心配。それから、日本がそういう輸入国であるだけに、輸入を無制限に受け入れるということはいかぬものか、これは間違いなく資源の枯渇と荒廃に結びつくのではないかと心配をしておりました。日本が自主的に輸入規制をする方向での取り組みが必要ではないか。ECなどでもその心配があり、そうした方向を検討するとかそういう動きがあるということ、日本がその先導的役割をするべきではないかという声がある。

関係者から出てきました。こういう問題について水産庁も国も真剣に対応してはいけないのではないかと。

それからもう一つは、漁場の確保対策、これは官民一体となってやらなければならない重要な課題である。これも私は理解できるわけでありまして、この二点に絞ります。ひとつ御意見を長官からお聞きしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 このところ輸入については二百萬トン台ということで相当ふえてきたわけでございます。それに関連いたしまして、ただいま先生からお話がありましたようにこういう大量の輸入がいつまでも続き得るのかどうかということが地域によっては問題もないわけじゃないと。そういう点で言いますと、単に日本が漁業をする場合だけじゃなくて、全世界的な関係での資源管理というもののあり方につきましているところと考えるべき時期に来ていることは事実かと思っております。そういう中で、それぞれの地域ごとにいろいろな資源管理の条約あるいは取り決めというものが相当できておられますので、当方といたしましてはそういうものに積極的に入つてまいりまして、国際的に世界全体で資源というものを将来どう持つていくかということについて、やはり水産についての一番の大口消費国であり大口輸入国である日本として参加すべき一つの責務があるかと思つてゐる次第でございます。

同じようなことは国内の漁業そのものについても言えるわけでございます。やはり最後は日本自身が持つてゐる日本の二百海里、これを漁場としてどう再構築していくかということが我が国漁民のためにもあるいは世界全体の魚資源のためにも一番ベストな道でございまして、従来から二百海里内での漁業振興についていろいろな施策を講じてきておられるわけでございます。特に今年度からは沿岸漁場整備開発事業でございまして、新築構でございますとかこういうものの新しい節目になつておりますし、こういう事業によりまして魚礁でございますとか増養殖場その他の漁業生産の

基盤の施設整備というものを従来以上に進めてまいりたいと思つております。それから、いわゆる栽培漁業でございまして、かつ化放流事業というものを進めまして、つくり育てる漁業ということも強力に推進してまいりたいと思つております。さらにこういう事業を個々ばらばらにするのではなくて、沿岸及び沖合全体を通じて総合的な整備、開発をするということがいろいろ関係で重要になつてきておりますので、マリノベーション構想というふうなものも掲げまして、こういうマリノベーション構想に基づき基本計画の策定に現在取り組んでおられるところでございまして、こういうものをすべて有機的に結びつけてまして何とか日本国自体が持つてゐる二百海里というものを豊かな実りある漁場に再構築を図ってまいりたいと考えております。

○武田委員 そこで、そういう状況の中でのいろいろ苦勞しながら漁業制度もずっと続いてきたわけでございますけれども、この制度の上で立つて、まず最初に政府の基本的な考えを聞かしてほしいと思ひます。と同時に、漁業経営の健全化のためにこの制度にどのような役割を期待しているか、その点につきましても御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 漁業災害補償制度の基本でございますけれども、これは中小漁業者が災害等によつて受けることのある損失を相互に合理的に補てんすることによりまして漁業再生産の阻害の防止と漁業経営の安定ということが基本になつておられるわけでございます。したがって、この制度は国の災害対策の一端として実施いたしますとともに金融対策等のいろいろな施策と相まって漁業経営の安定と発展を図っていく上で大きな効果なり力というものを従来から果たしてきておられると考えておられるわけでございます。

しかしながら残念なことに、こういう共済なり保険ということでございますので、一定の確率で事故が長期間にわたつて発生するというような場合にはこういう手法が極めて有効に機能するわけ

でございますけれども、漁業そのものが構造的に変化してきたとかいうものについては十分に対応できない点もあるわけでございます。そして、そういう限界があるということでございますので、そういう漁業環境の構造的な変化に對しましては別途の施策、漁業経営の健全化を図るためのいろいろな構造対策でございまして、金融、税制、こういうものを総合的に進めまして、トータルとしての効果というものが漁業経営なり漁業の将来にとつて不可欠かと思つてゐる次第でございます。

○武田委員 漁業共済の加入が低調である、また余り魅力がない、そういう声は正直に言つて聞かれます。昭和五十七年度の制度改正においても加入の拡大が一つの大きな柱だった。しかしながら、それが必ずしも十分に目的を達成されてない。いろいろな地域別のばらつきがあったり、漁業種類別のばらつきが目立つていたり、いずれにしても非常に苦勞しているわけでございます。それで、今回の改正がこうした問題を克服して果たして漁業者にとつて魅力あるものとして受け取られるかどうかということなのでありますが、その点についてはどういふふうにお考えになつておりますか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま先生からも御指摘がありましたように、制度が発足いたしましたからこれだけ長いことになつてきてございまして、しかも再三法律改正をしてきておられるわけでございますけれども、漁業共済の加入というものは残念ながら低調な水準で推移してきておられるわけでございます。この理由といたしましてはいろいろあるかと思ひますけれども、一つは危険の程度が低い漁業者、こういう方々の加入意欲がない。それからさらに、漁業者間で本共済に對します確な認識がまだ十分行き渡つていない。それからもう一つは、災害認定でございまして、いろいろな事務手続を行ひ得るような体制が漁協を初め関係団体においてできていないという点が基本にあるかと思つております。そういう中で、過去も加入拡大のための法改正をお願いし、それから

今回もお願いしておるわけでございますけれども、今回お願いしておるものの何といたしまして柱になりますのは漁協契約方式というものでございまして、これは従来とも漁協がいろいろな形で共済加入について運動を展開していただいておりますけれども、その仕組みとして制度の中に位置づけられてなかったという点があつたわけでございまして、今回漁協契約方式というものを導入することによりまして、従来以上に系統組織が華けて加入運動を展開していただける、そしてそれに對して我々といはしめていろいろな手だてを講じてまいりたいということでございますので、今回の改正をお願いいたしますれば、具体的数値として何%程度の加入率になるということとは的確には見通せないのは残念でございますけれども、相当程度の加入向上につながるというふうにも考えておりますし、ぜひ加入拡大につなげたいとも考えている次第でございます。

○武田委員 その期待どおりはいけいなのですが、地元に行つていろいろ聞きますと、やはり掛金率の問題、割引あるいは割引増し制度の強化、それから掛金率の細分化という問題、それからまた制度上十年ぐらゐの長期補償水準を固定化する制度等々というふうな問題についてもう少しやはりきめ細かに対応しなければ、魅力が出てこないとはつきり物を言います。

今三点申し上げましたが、そういう問題について、やはり魅力ある共済という観点からいふと、その点が一番はつきりした点を指摘してもらわないと困るんじゃないか、入る方はこの点が一番どこへ行つても出てくる問題なものですから、その点についてひとつ御答弁を聞かしていただきたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 こういう共済制度につきましては、それぞれ関係者からいろいろな要望なり御意見というものがいろいろな点につきまして出ておるわけでございますが、昨年一年かけましてそういう関係団体それから関係者にお集まりいただきまして研究会を開催させていただいたわけ

でございます。そういう研究会の中で当面改正すべき点というのにつきまして意見の一致を見まして、それに基づいて今回改正をお願いしているわけでございますけれども、今回の改正点以外にただいま先生からもお話がありましたように、長期補償水準を特定するとかいろいろ個別の要望があつたことも我々としても十分承知しているわけでございますけれども、いまだそれらにつきましては制度改正に至るまで物事が熟してないといひますか、それぞれの関係者の要望も細分化されておる、まだ全国的な固まりにはなつていないものが多うございまして、それから、中には長期均衡なりあるいは危険分散という共済制度の仕組みからいひまして残念ながら保険数理になかなか乗りがたいというふうな問題もございまして、当面は現在お願いしております改正点に絞りましたお願いしておるわけでございまして、こういう生き物の制度、しかも漁業という日々刻々変わる実態を對象としての制度でございますので、これからはいろいろな問題点につきましては我々なりに常に点検し、将来に備える努力は積み重ねてまいりたいと思つております。

○武田委員 次に、ノリ特定養殖共済の件で、補償水準をもっと引き上げるべきでないかという声が私の地元なんかで聞かれます。うちの方はノリの養殖の方々、結構いるわけありますので、そういう声があるわけあります、この点についてはいかがなものでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 ノリ特定養殖共済の補償水準につきましては、過去一定年間の生産金額を基準といたしまして、一定の限度額率というものを乗じて算定しているわけでございます。この限度額率でございまして、これは生産金額のうち共済で補償すべき部分というものを算出するための割合として使つてゐるわけでございまして、この割合としては生産金額に占めます経費の割合というものを一つのめどとして考え、それからさらにその共済につきまして一般的につきまゝでございます。自家保険の割合というふうなものも

考慮して総合的に定められてゐるわけでございまして、したがって、こういう限度額率というものを通常の経費が上がつたからとかいうことだけで直線的にこれを改変するということとはなかなか難しいわけでございまして、従来からそういう要望はそれぞれの地域から我々も聞いてゐるわけでございまして、こういう限度額率につきましては、先ほど申し上げましたような趣旨で、そも設定されておりますので、せっかくの御要望ではございまして、なかなか現時点で引き上げるといふことにはできかねる点が多いということもひとつ御理解いただきたいと思います。

○武田委員 この点研究していただきたいです。実は、ある漁協で去年まで入つていた方々が二、三世代がまるつきりことしは入らない。もうはつきりしてゐるわけです。ですから、こういう方々が抜けていくということは、それなりにそこで生活してきてこの制度の中でいろいろと勉強しながら対応してきた答としての加入を外れるということでございますので、この問題についてはひとつ、現時点の難しさは私も理解できるのですが、その難しさを何らかの形で克服しながらこういう方々を加入させないことには共済の充実ということもおぼつかないわけでございまして、その点御検討いただければ、こういうふうに思います。

それから、カキの問題であります、カキの掛金率はいかだまたははえ縄式とくち打ち式の二本立てになつてゐるけれども、一本化すべきではないか、そういう声と要望がございまして、この点についてはどういふふうにお考えでございませうか。

○田中(宏尚)政府委員 カキの掛金率につきましては、先生からお話がありましたように二本立てというふうになつておるわけでございまして、これも、これはカキの養殖の場合、過去の実績から見ましてくち打ち式とかだまたははえ縄式、この二つでは危険の程度というものが明らかに違つてゐるということから掛金率におきましては養殖方法別に区別いたしました設定してゐるわけでござ

います。現時点でそういうやり方の違いに基づく危険率の違いということがそう狭まつていない状況というふうには我々は考えておりますので、現時点でこれを一本化するということはむしろ制度の設計上問題が多過ぎるのではないかとこのように考えております。

○武田委員 それからもう一つはギンザケの問題でございますが、このギンザケの地域共済が近く実施されるというふうについておきまして、宮城県などでも十の漁協がこの問題で真剣に取り組んでゐるわけでございまして、これを国の制度に持つていけないか、ぜひ持つてほしいという要望が非常に強いわけでございまして、政府としてもこの問題については、マジとシマジ、クルマエビ、ヒラメ等々の養殖についてもいろいろ検討してゐるようでございますし、こういう一つの大きな今の漁民の要望も取りつけることによつてまたこの制度の充実というものを図られるということも考えるときに、私は、この要望等を十分聞いていただけるような対応をひとつお願いしたいな、こう思うのですが、長官、いかがですか。

○田中(宏尚)政府委員 ギンザケの養殖につきましては、このところ相当伸びてまいりましたが、依然として宮城県が、生産量で申し上げまして全体の九二・二%というウエートになつてゐるところでございます。

そういう実態を反映いたしまして、県段階で、いわゆる地域共済という形でギンザケの共済に取り組みたいという動きにあるわけでございまして、けれども、現段階におきましては、今お話ししましたような、生産量ウエートが圧倒的に一県に集中してゐるということで、なかなか全国的な共済需要というものが乏しいわけでございまして、しかし、これからギンザケの養殖というものが相当広がつてくる可能性というのものもあるわけでございまして、全国的な広がりを見せまして、しかも、その危険分散を図ることが相当程度可能になる、そういう事態も来ようかと思つてゐるわけでござい

す。そういう場合には、全国的な養殖共済事業の対象とするのも一つの可能性として十分ござい
ますので、そういう点も含めまして、今後検討さ
せていただきたいと思っております。

○武田委員 これはやはり、最初に手がけた方々
への対応の仕方によってほかの地域のそういう動
きが加速的に出てくるんじゃないか。ですから、
宮城県が九十何%でほとんど、ほかがないとい
うことであれば、なおさらその地域で、という
ふうによれば安心して取り組めるよという一つ
のをつくっておけば、後に続く方々も安心して
それに応じてくれるというのではないかな。こ
ういうことを考えるときに、やはりそういう一つ
の方向に目を向けながら前向きに、この漁業制度
というものの性格からいっても、そういう地域の
方々の安心して取り組んでいる姿を通して全国的
な広がりを喚起するということの必要性を私は強
調したい、こう思いますので、この点は早急にひ
とつ御検討の上、地域のこういう方々への対応と
してしかとしたてこ入れをお願いしたい、こう思
うのですが、どうですか。

○田中(宏尚)政府委員 全国的な共済ということ
になりますと、全国的に一定の危険率をはじき、
共済掛金なりあるいは収支バランスというものを
設計した上で共済を仕組まなければならぬわけ
でございまして、現在のようには、いろいろ
と先駆的なお苦しみなり努力というものをやっ
ていただいていることは十分承知しておりますけ
れども、一県に特定の集中しているものを全国的
な共済ということに直ちにすると、いかにつき
ましても、残念ながら技術的にも仕組みの上でも
いろいろと問題が多いわけではございますけれ
ども、こういう養殖の今後の発展というものも十分
見きわめながら検討させていただきたいと思っ
ております。

○武田委員 共済組合の赤字が多いわけでありま
すが、この主たる原因はどこにあるのか、これは
改善の方策があるものか、このまあいってしま
うのかということなんですが、これはどういふ

に分析をしていますか。

○田中(宏尚)政府委員 共済の赤字の主な原因で
ございまして、過去いろいろな動きがあつ
たわけではございますが、ここ数年間のところを振
り返って見ますと、五十九年度の異常低水温の影
響によります昆布、アワビの不漁、それから六十
年度のサンマ、六十一年度のサケ・マス定置漁業
の漁獲金額の減少、さらに六十二年度は、異常な
赤潮の発生によります養殖ハマチの大量死亡とい
うようなものが、近年赤字が累積したということ
の原因かと考えております。

そしてこれは、こういう共済事故が多発したと
いうことではございまして、その背景に、
共済加入率の低迷でございまして、かような共
済制度そのものの運営面での問題というものがあ
るわけではございまして、今回、そういうものに
対応いたしまして、いろいろな加入しやすくなる仕
組みというものをお願いいたしておりますので、
こういうものを通じまして、今後の収支というも
のをできるだけ安定させたいというふうを考えて
いるところでございまして。

○武田委員 全共済組合のうちの六組合について
は事業収支が赤字であることはデータで示されて
いるわけではあります、その組合の黒字の身中と
いうのはどういふものか、ちよつと聞かせてもら
えればと思います。

○田中(宏尚)政府委員 お話がありましたように、
六県の共済組合が赤字になっているわけではござ
いまして、その中身につきましては北から順次申し上げま
す、まず岩手県でございまして、岩手県に
つきましては、ワカメ、アワビの採掘、採掘業、そ
れから定置漁業というものが共済の主体になつて
いるわけではございまして、特にアワビ、定
置漁業、これらの共済事故というものが近年ほと
んど発生してはなかつたということが黒字の原因
になつていふかと思っております。それから東
京都では、テングサ漁業が中心でございまして、そ
れども、これも共済事故がほとんどなかつた。そ

れから三番目の静岡でございまして、近年
サクラエビ漁業の契約が増加してきております
し、それから、カツオ・マグロの共済加入によりま
して掛金収入というものが相当増加してきてい
る、こういう中で、サクラエビでございまして、か
ツオ・マグロ、これにつきましては共済事故とい
うものが比較的少なかったということが言えよ
うかと思ひます。それから岡山県につきましては、
カキ養殖業、ノリ養殖業のウエートというものが
高うございまして、このところ幸いにし
て、台風でございましてか病害等によります被害
というものが少額で済んだということでございま
す。それから五番目に広島県でございまして、こ
も、ここはカキの養殖が圧倒的ウエートを持っ
ているわけではございまして、近年大きな共済
事故が発生しなかつたということではございま
す。それから、最後の六番目が鹿児島でございま
すけれども、ここはハマチの養殖業が大きなウエ
ートを占めておりますけれども、このところおかげ
さまで台風でございましてか病害等による被害と
いうものがほとんど発生しなくて共済金の支払い
につながらなかつたというふうなことで、幸いに
いたしましてこの六県につきましては黒字という
形に相なつていられるわけではございまして。

○武田委員 最後に、今回のこの責任分担の改正
は、組合の責任部分については、被害の浅い部分
についての負担を軽減し、被害の深い部分につ
いての責任を重くするようではございますが、これ
はどのように各県の共済組合の収支に影響するかと
いう問題についてひとつ御答弁をいただきたい、
こういうふうにお聞きします。

○田中(宏尚)政府委員 今回の改正によります責
任の分担方法というものは従来と変わるわけでは
ございまして、その責任の負担割合は変えな
いという基本的立場に立つておりますので、平均
的あるいは長期的には共済組合の収支に影響が生
ずることはないものというふうを考えておりま
す。

しかしながら、深い事故が多発すると、今後の

共済事故の起こり方いかんによりましては、今回
比例部分を設けたということではございまして、
一時的に収支が悪化する組合も出るということが
想像されるわけではございまして、こういう
ことをできるだけ緩和するということも含めまし
て、比例部分につきましては一定の深さまでと
どめまして、その一定の深さを超える部分につ
きましては連合会なり国が負担する仕組みとい
いますか、安全弁を挿入しておりますので、共済組合
の収支が今回の改正で大きく影響されるというこ
とはないものと考えておりますし、ぜひそういう
事態は避けたいというふうに通じている次第で
ございまして。

○武田委員 それじゃ、私の質問は以上で終わ
ります。

○菊池委員長 藤原房雄君。

○藤原(房)委員 同僚委員からもお話ございま
したように、アメリカとの間での牛肉、かんきつ
の問題につきまして、きょう大臣が発言するとい
うようなことでございまして、私も、これには
一歩も引かないということで、自由化絶対反対、
日本の農業を守るために敢然と戦つてもらいた
い、頑張ってもらいたい、こういう決議をした次
第でございまして。

こういう米国の牛肉、かんきつという一つの
大きな問題を抱えているその陰にありまして、毎
年のことではありますからやや意識が薄れがちとい
うことはないので、重大な日ソのサケ・
マス漁業交渉、この問題は牛肉、オレンジにま
さるとも劣らない大事な問題であり、この交渉につ
いてもまたしっかりとやっていただかせんと、こ
こ数年とどん漁獲量が削減されるという状況
の中におきまして、きのうからモスクワで交渉が
始まつておるわけでありまして、その間のことにつ
いて、サケ・マス漁業を中心にして各般にわた
る諸問題についてお尋ねをしておきたい、こ
う思ふのであります。

ソ連は、一九九二年以降のサケ・マスの沖取り
は認めないと主張しているわけではあります、こ

これは、ソ連の最高幹部会で決定したことであつてこの方針には変更はない、こういうふうに出ておるわけであり、政府としては、このソ連の方針をどのようにつけていこうとするのか。そういう最高幹部会で決定したことであります。いろいろな交渉については私も存じておりますけれども、農林水産省としてはこの問題についてはどのように対処しようとするのか、交渉の余地があるのか、こういうことについて非常に危惧を抱くのでありますが、どうお考えかということ。

それから、ソ連の姿勢が非常にかたいものといふと、日本の母船式サケ・マス漁業とかそれから中型サケ・マス漁業などは、この先非常に困難になつてしまふのではないかと。そうしますと、北海道を初めとして関係地域におきましては甚大な影響を受けることになるわけであり、そんなことは絶対あつてはならないということ、で、万全の構えといふは、農林水産省としても、交渉の成り行きによりましては長官も当然モスクワに飛んでいかなければならぬと。また大臣にもというぐらゐの強い姿勢で臨んでいただかなければならぬと思つております。それらのことについては水産庁としてはどのようにお考えなんでしょうか、交渉の経過と心構えについて……

○田中(宏尚)政府委員　きのうから再開したわけでございますけれども、再開する前の第四回日ソ漁業合同委員会におきましては、ただいま先生からお話がありましたように、一九九二年までに沖取りを全面禁止するというのを、非常に強い口調でステートメントがございまして、それに対して我が方は、沖取り継続の正当性というものを主張いたしました、この点につきましては全くの平行線という形で中断前の会議は終えておるわけでございます。

その後、いろいろな情報なりいろいろな接触を通じまして、九二年までの沖取り全面禁止ということにつきましてのソビエトの態度というものが

は非常にかたいものがあるわけでございますけれども、我々といつたしましては、今後とも粘り強く我が国の立場というものを相手方に説明し理解を求めるといふことに取り組んでまいりたいと思つておりますし、それから、さしあつたの今年度の問題につきましては、きのうから具体的な話し合いのテーブルに着いたところでございまして、何とか一日も早く、我が国のサケ・マス漁船の操業というものが我が国の受け入れ可能な条件で確保できますよう、最大限の努力をこれから積み重ねてまいりたいと思つております。

○藤原(房)委員　交渉中でありましてから中身のこゝとについては公の場で話ができることは少ないのかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、とにかく非常に重大な問題であるという意識の上に立つて、強い態度でこの問題については臨んでいただきたいということを付言しておきたいと思ふのであります。

今のお話にもございましたように、非常に厳しい状況であるようにございまして、長い目で見ますと、日本のサケ・マス漁業というのは、残念ながら現在の状況が続くとは考えられないといふことが、非常に難しい環境にあることは事実のようです、ここ数年の動きを見ても、そういう状況の中で何とか生き延びる道を考えていかなければならぬだろうと思つておりますが、今も交渉の中でもございまして、日ソ間で民間ベースで進められておりますソ連でのふ化場の建設事業、これに対して協力を進めるといふことが、これまた日ソ間における漁業交渉の中の大事な問題でもあらうかと思つております。ふ化場の建設事業というものもいろいろ話に出ておりますが、これに対して十分のバックアップをすることが大事であらうと思つております。民間ベースではありますけれども、どの程度どういふお話があるか、現状についてちよつとお聞きをしておきたい。

また、ソ連でのふ化場の建設に日本が協力する意義といふものは、それは技術援助とかいろいろなことをお互いに二国間ですることは大事なこと

であります。ふ化場が建設できて、ふ化放流事業が成功するということになりますと、当然それに対して日本でもその一部、漁獲という面からいいますと、とらせてもらふといふ面からいふことも考えるべきじゃないかと思ふのであります。今までソ連との交渉の中では、一方では日本側にはふ化場建設の協力を求めて、他方では沖取りを禁止する、こういうことでありますから、今後におきましては、このふ化場の建設によりましてふ化放流事業が成功したときには、ソ連側は将来日本の船にソ連の沿岸でサケをとらせる、こういう考え方もあるのかどうか。まるきり向こうの方に技術援助、ふ化場を建設するというだけのことであつて、今のこの交渉や、いろいろ苦勞しておられます。現実の打開に何ら関係のない別次元でのふ化場の建設ということではないだろうと思ふのでありますけれども、その辺は交渉の中のお話、また、水産庁としてどのように受けとめていらっしゃるのか、お聞きしておきたいと思ふます。

○田中(宏尚)政府委員　ただいまお話ありました日ソ合併によりましてサケ・マスふ化場の設立、この問題につきましては、昨年二月の日ソ漁業合同委員会、ここでソ連側から初めて提案が行われまして、双方の政府の専門家による会議でございまして、あるいは現地調査というものを経まして、現在その実現に向けて民間ベースで検討が進められておるわけでございます。もともと我が国の漁船が日ソ両国間の合意というものに基きましてソ連系のサケ・マスの漁獲を行つておるわけでございまして、ソ連系サケ・マスの資源の保存なり増大というものに積極的に協力していくということとは、ソ連にとりましても我が国にとりましても重要なことといふふうに考えておるわけでございます。

しかし、残念ながらこの構想自体まだ十分煮詰まつておりませんし、それから、ただいま先生から御懸念ありましたこの協力事業なりあるいは合併事業と今後の魚のとり方あるいはとらせ方との関係、例えばソ連の二百海里水域の沿岸部で日本にとらせるのかどうか、そういうところの相互の事業のリンクにつきましては、今のところ全く議論に出てきておりませんので何ともコメントはできないわけでございますけれども、いずれにしても今後の日ソ間の漁業の関係というのが友好裏に進むため、あるいは関係漁業者の利益が十分守られるという前提に立ちまして今後の交渉を見詰めたと思つておられますし、それから、でき得れば当方といつたしましても適切な支援というものをいまして、バックアップを行つてまいりたいといふふうに考えております。

○藤原(房)委員　これは非常に大事なことであります。ふ化場の建設、技術協力、二国間では実に大事なことでありまして、その後に来るものが何か、援助だけのことであつて、何もこちらの方で得るものがない、全部失うものばかりだ、こんなことでは何のための交渉であつたのかということになるだろうと思つております。今後の交渉の推移の中で、その辺のことについても見きわめながらぜひひとつ進めていただきたいと思います。

次に、こゝしの日ソ交渉が中断した原因というのは、ソ連側の姿勢が、一九九二年に向けての第一年として割り当ての大幅削減を要求してきたということに一つはあつたわけでありまして、さらに一つは、アメリカの水産省の海産哺乳動物の混獲許可をめぐる裁判の動き、これを見るためでもあつた、こう思ふわけでありまして、この裁判の方はどのように推移をしておるのかという現状をちよつとお聞きしたいということ、この裁判の決着次第によつては、日米加の漁業条約は日本側から見てもことに意味のないものになつてしまふのではないかと。もし日本のサケ・マス漁船が米国の二百海里内で事実上操業できないということになるならば、この日米加漁業条約、これは意味のない条約であるならば、これはもう脱退してしまうのではない、別の道を考えなければならぬといふような感じもしてならないのであります、これはどのようにお考えでしょうか。

いずれにせよ、サケ・マス関係漁業者は昨年並みの漁獲割り当て量の確保と漁場の変更を強く望んでいるわけであり、交渉の見通し、また、要請を達成するための最善の努力をひとつとしていただきたい。五月一日が出航ということでは、準備を進めておられます漁業者にとりましては、そして、減船に次ぐ減船で何千人の方々が失業をし、再び船に乗っていかれるかどうかという北海道等の漁民の方々の心情を思うとき、また、地域経済に及ぼす影響を考えますとき、この交渉に当たりましてはぜひひとつ強力に明るい見通しをつけていただきたい、こう思うわけでありすが、いかがでしょう。

○田中(宏尚)政府委員 今回のといいますか、今年度の日ソサケ・マス交渉の一つの難しい点は、ただいま先生からお話ありましたアメリカの裁判の行く方がどうなるか、どう見通すかということが大きいかかりあっているという事は事実かと思っております。この裁判につきましては、四月一日に、さきに連邦地裁が行いました母船式サケ・マス漁船の米国二百海里内水域におきます操業の暫定差しとめ命令を高裁が支持する判決を下したわけでございますけれども、この判決に対します再審請求と、それからこの判決の執行停止の請求というものを並行してアメリカ政府が行っているわけでありまして、これは四月一日にこういう訴訟行動をとっていただいておりますので、その後のいろいろなやりとりはあろうかと思っておりますけれども、残念ながら裁判にかかわる問題というところでその動向というのを見通すことは極めて困難な問題であるわけでございますが、水産庁といまして、今後とも我が国の母船式サケ・マス漁船の操業というものが十分に確保できますよう努力を傾注してまいりたいと思っております。それから、そういう事態になった際の日米加漁業条約との関係でございますけれども、今せっかくアメリカ政府自身が自分のこととして訴訟活動をやってくれているという中でございまして、そういう中で今後の日米加漁業条約の扱いと

いうものを私がコメントするなり批判を加えるという事は必ずしも適切ではございませんので、立ち入った答弁は差し控えていただきたいと思います。思っております。

それから、そういういろいろな問題を抱えながら今年度の日ソ交渉の見通しでございますけれども、これもきのう再開いたしました、今交渉期間中のスケジュールというものは大方決まりましたけれども、実質的な討議は実は二十六日、本日から入っておりますので、現時点でどういふうにこれが展開していくかということについてまだ現地の情報なりも入っておりませんし、私自身まだその判断をする時期にきてないというふうに考えている次第でございます。

○藤原(富)委員 先ほど日米加の漁業条約が意味のないうものになるという事を私は申し上げたので、長官の立場からするとそれに對して云々というふうなコメントはできないかもしませんが、そういうことからいいますと今の漁業全体、減船に次ぐ減船、規制に次ぐ規制ということの中でだんだん枠組みが大きな変化を来しているという認識だけはしっかりと持っていかなければならぬと思うわけでありまして。

さて、北海道でのふ化放流事業、これは相当の水準に達しまして、回帰尾数も五百万尾にも達するようになった。日本の沖取りをしておりますサケの中には日本が放流しているものも相当入っております。おとすのうのですが、どのようにお考えでしょうか。また、放流尾数をふやして日本の沖取り漁業が存続できるようにすることは可能であると考えられるわけでありまして、これは技術的にはほんなことなんでしょう。北海道の国営ふ化場を今年から三カ年計画で六カ所整理する、三十七カ所から三十一カ所にするというふうなことも聞いておりますが、これはどういふ理由でそういうふうな方針をお立てになったのでしょうか。このことにつきましては、また地元の意向というものを十分お聞きになってお決めになったことなのではないか。これらについてひとつお伺いしておきたいと思ひます。

いと思ひます。

私は、このサケ・マスのふ化放流事業につきまして、国が果たすべき役割というものがまだまだ多く残っているのではないかと申すのであります。例えば、シロサケからさらに価格の高いサクラマスとかベニザケ、このように研究を進めて放流事業というものを考えていかなければならぬ、これは長い間叫ばれていてのことです。魚価の低迷というこの中で漁民も熱望しているわけでありまして、さらに魚体の小型化の原因ということも最近言われております。豊漁貧乏と言われましても、魚体がだんだん小型化しているという事も言われております。これの原因の究明、こういうようなことも進めなければならぬ。ただ放流するということだけではございせん、時代の変化とともにこういうことを一つの研究テーマとして取り組まなければならぬ、こういうことは民間ではなかなかできないことでありまして、国の役割あるいは民間の役割というものはやはりあるだろうと思ひます。

そういうことからいまして、国営のふ化場を整理するということは、何か財政当局からいろいろ言われているのかもしれませんが、今は完璧にこういうものができて民間に移行するときに来たというふうなことがなくて、また新たな局面がそこにあるのだというところと私は思うので、そういうことからいまして、いかがなものかという感じがしてならないのであります。国の役割と民間の役割分担といいますが、こういうことに対してのお考えとか、ふ化放流事業にまつわる諸問題についてのお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 ふ化放流事業全体について御質問があったわけでございます。

まず、ふ化放流をふやして沖取りという御提言があったわけでございますけれども、現在我が国が北太平洋で行っておりますサケ・マスの沖取り、これの対象魚種となっておりますものは主としてソ連系のサケ・マスでございますので、やは

りその資源量をふやすということになりますれば、これは先ほどお話ございましたように、ソ連自身の河川でのふ化放流というものをふやすということがなければその資源量の増にはなかなか結びつかないというふうな考えでいる次第でございます。

それから、ふ化事業の位置づけなり国の役割というところでございまして、今先生からもお話がありましたように、ふ化放流事業はおかげで数量的には相当水準に達しております、これは量より質といいますが、もつと中身の濃いふ化放流事業というものが望まれてきているわけでございます。特にシロサケのふ化放流につきましては、道なり民間の技術水準というものは相当高まっております、国は、今後は回帰率の向上でございまして、あるいは品質改善、それからさらには新資源の造成というふうな技術開発、これに力点を置いていくということが重要になってきているわけでございます。

こういう環境の中で、国の北海道さけ・マスふ化場のふ化放流事業は基幹河川を重点に実施する、それから、国の機関はできるだけ調査研究なり技術開発を推進する、それと同時に民間の技術指導機関に脱皮していくというふうなことで、ふ化場をそういう方向に従って強化する。それと同時に六カ所の整理をさせていただいたわけでございまして、最近のふ化放流事業の質的な転換ということに十分対応できていると思っております。それから、民間なり道なりにつきましても、従来以上に当方といたしましては指導を強めまして御協力方をお願いしたいと思っております。

それからさらに、これからの問題として、先生からもお話がありましたようにサクラマスでございまして、それから、このことと小型化というところがそれぞれの漁業関係者なり流通関係者から問題が提起されているわけでございまして、こ

いうものの原因究明というにつきましても、研究機関等によってその解明に努力してまいりたいと思つてゐるわけでございます。

いづれにいたしましても、民間ベースにおけるふ化放流の比重が高まっている中で、これからは国は回帰率の向上でございましてとかあるいは銀毛資源の造成でございましてとか、それからただいまありましたサクラマス、ベニマスの新資源の造成でございましてとか、それからさらには小型化の解明でございましてとか、こういうことに中心を移していくということが将来のサケ・マス放流事業のためにベターじゃないかという立場に立ちましていろいろなお願ひなり改善を施すことにいたしております。それにつきましては十分地元の方々の御納得も獲得すべく、去年来地元の方との会話、対話というものも積み重ねてきてゐる次第でございます。

○藤原(房)委員 いずれにしましても、今お話がございましたように質的転換といひますか、そういうときを迎えておりますから、漁業者もそれなりの努力をしており、また地方自治体それぞれ皆力を合わせてしなきゃならないことでありますけれども、やはり国の機関というのはそれなりの歴史もあり、そしてまた今日まで果たしてきたそれなりの役割もあるわけでありまして、今後のあり方等については十分に地元の方々とお話し合いをし、そして納得させて一つずつその意向というものを理解させることが大事なことであらうと思つております。ぜひそういうことでお進めいただきたいと思ひますし、また今後の研究開発ということについてはぜひ意を注いで成果の上がるように進めていただきたいと思います。

さて、時間もございませんで漁業災害補償法の問題について何点かお話ししたいと思ひますが、今度の改正は非常に重要な意味を含んでゐる点は何点かございまして、同僚委員からも何点かの問題についてはございまして、私は、このサケ・マスにつながります諸問題、また特に大きな問題についてお伺いしておきます。

今回の改正でサケ・マス大型定置漁業の共済金の支払いにつきましては基準漁獲数量、こういう考え方を入れました、共済金の支払いの削減、こういう改正事項が入つておるわけでありまして。基本的にはこんなことでいいのかなという不満といひますか、そういう感じが非常にしてならないのであります。ふ化放流事業を継続させ、共済事業を維持するということでもぎりぎりやむを得ないことなのか、そんな気持ちもしておるわけでありまして。しかし、法案を見ますと、政省令で運用を任されてゐるところがございまして、これが何点かございまして、これは一体どういふふうにお考えになつてお決めになるのか、時間もありませんので、二、三点に絞つてお伺ひしたいと思います。

まず一つは、共済金支払いの特例を設ける特定漁業のサケ・マス大型定置についてであります。サケ・マス大型定置といつてもいろいろあるわけでありまして、共済収支の赤字の原因となつてゐるのは秋サケ定置漁業だといふ。統計やいろいろなことから、今回はたくさんとれても量によつては共済金を削減しますよ、こうなつてゐる。その話の出どころは秋サケの定置漁業での漁獲量といふことが問題だと思ふのです。今回の措置の対象はこの秋サケの定置に限つて、春の定置とかほかの大型定置、これには広げる理由はないと思ふのですけれども、これはどのようにお考えなのですか。

それから、サケ定置という名称であつてもいろいろな魚が混獲されるわけでありまして、赤字の原因はサケにあるといふ。これは放流してサケがどんどんふえてゐるんだといふことでありますからサケの捕獲率の高い定置漁業に限るべきである、今まで皆さん方のおっしゃる論理からいってそういうことになるのではないかと思ふのであります。ですから、八〇%以上の捕獲であるといふふうな秋サケ定置漁業に限る、こういう関係業界からの強い要望があるのは当然のことだと思ふのです。これはどうお考えなのですか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまお話しありま

たように、基準漁獲数量制度の具体的な適用、これにつきましては政省令で決めるということになつてゐるわけでございます。具体的に秋サケに限定すべきであるという点でございましてけれども、これは我々といひましたし、主として秋サケをとることを目的とする大型定置漁業を対象とする所存でございまして、今後政省令の立案段階におきましてはそういう方向で対応してまいりたいと考えております。

○藤原(房)委員 基準漁獲数量のことです。これが、基準漁獲数量の決め方、これは定置漁業の中にはさつき申し上げましたようにいろいろな魚が入るわけでありまして、今回はサケが豊漁、貧乏、たくさんとれても価格が案外低迷してゐる。たくさんとれたときには共済金が支払われないといふことになるわけでありまして、ほかの魚は関係ないといひますかサケ・マス以外の魚には関係ない、混獲された魚は別として、共済金の削減はサケの共済金に限るべきである、このようなことが言われてゐるわけでありまして。要望として強く出されてゐますが、この基準漁獲数量は、法律の中では「政令で定めるところにより当該被共済者が當該漁業の過去一年間の操業に係る漁獲数量を基準として組合が定める」、こういうふうになつてゐるのですけれども、具体的にはこのサケ・マス大型定置の場合にはこの基準漁獲数量といふのをどのように定めるのか。簡単というわけにいかないかもしれませんが、時間もありませんので要点だけ御説明いただきたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまの基準漁獲数量は、基本的には契約者の過去一年間の漁獲数量といふものを基準といたしまして共済組合がそれぞれ定めるということになつております。サケ・マス大型の場合を具体的に申し上げますと、過去五年間の漁獲数量のうち最高と最低を除去いたしまして中庸三年の平均漁獲数量を基準といたしまして、しかもそれぞれの地域の実情に一番精通しております共済組合自体がいろいろな勘案要素といふものを勘案いたしまして、それぞれの地域

の漁業実態に適合したものを定めていくといふふうな考へてゐるわけでございます。

○藤原(房)委員 組合が地域の事情をいろいろ勘案して決めるということですが、組合が決めるにしても、その基準とかいろいろ条件等については農林省の方からも何か一応お示しになられるんではないと思ひます。その辺のことについてはどうなんですか、勘案事項についての基準とかいろいろ物差しといひますか。

○田中(宏尚)政府委員 過去五年の漁獲数量のうちの中庸三年間ということが基本になつてゐるわけでございますけれども、その際に、それぞれの地域の漁業実態を踏まえるということから申しまして、ただいま先生からいろいろ御指摘ありました例えは混獲の状況でございましてとかふ化放流の状況、ふ化放流の状況からいひまして回帰がどうなるということもそれぞれの地域では推測可能でございまして、そういうことも当然勘案要素として入つてこようかと思つております。

○藤原(房)委員 次は共済金の支払いでありますけれども、漁獲数量が基準漁獲数量に「農林水産省令で定める数値を乗じて得た数量に達しない場合に支払ふ」、こうなつてゐます。この農林水産省令で定める数値「の定め方によりましては共済金が支払われない人もたくさん出るな」といふことにもなりかねない。これをどういふふうに決めるのか。いろいろ御検討なさつていらつしやるのだらうと思ひますが、関係者の方々といろいろお話をいたしますと、また私はそういうことからしましては二倍といひますか、この程度なら関係者の理解が得られるのではないかと、こんな感じがするわけでありまして。これは充足当初でありますからこの数値の決め方、余り厳しといひますか現実に即さないようなことではならぬだらうと思ひます。

次に、この基準漁獲数量を超えて量があつて共済金が支払われる場合に、その削減のために農林水産省が定める割合についてでありますけれども、削減の開始は基準漁獲数量の一・二倍程度か

ら始まる。ちよつと基準漁獲数量を超えたからすくばさつてではなくて、一二倍程度から始まる。その後の減減の幅はできるだけ緩やかにしてほしい。これは初めてこの制度ができるわけでありまして、やはりいろいろな危惧をしておるわけでありまして、当然のことだと思ひます。この漁獲量の五年間の中庸三年というのは数字的にはある程度出てくるかもしれませんが、それからどのくらい伸びたら、量がふえたらこの共済金が削減されるような数値になるのか。ここらあたりのところは非常に神経を使うところでありまして、大幅にさがくつと削減されるようなことでは今後の漁家にとりましての経済というのは大変です。やはり減減の幅、こういうものを緩やかにしてもらいたいという要望は当然のことだろうと思ひます。

いずれにしても、基準漁獲数量方式の導入というのは、関係漁民にとりましては非常に神経すり減らして、どうなるのかということについての関心を持っておるわけでありまして、これは関係漁民の方々の十分な意見といひます。この法律は十月施行ですね、関係者の方々の十分なお話し合ひの中からやはりこういうものは決めていただきませんと、加入拡大、促進というのが一つの大きな柱になっているのですけれども、どうもこれはサケ・マス関係の方々からすると、とても入れるようなものではないなという不満がうっせきするようなことになっては何のための改正だったのかということになるので、十分その辺のことは御検討いただくということ、また地元の方々の十分な御意見を受けながらその数値というものを決めていくというか、こういう配慮が必要だろうと思ひますが、いかがでしょう。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま基準漁獲数量に絡みまして、今後農林水産省令で定めてまいります数値について具体的な数値をお示しになられていろいろと御指摘あったわけでございまして、けれども、我々といひましたも、ただいま具体的に御提示ありました数字につきましては十分頭の中に

入っておりますし、それから何といひましても関係漁民の意向というものを十分聞きながら、本制度のいろいろな政省令あるいは告示関係はこれから考へてまいりたいと思ひますので、何とか今回の法律改正の趣旨というものを十分体し、それからただいま御議論ありましたような漁業実態というものに十分即したものといたします。今後ともそれぞれの方の意見を的確に反映できるような作業を進めてまいりたいと思ひます。

○藤原(房)委員 最後になりますが、今回の改正点は何点かにわたるわけですが、それぞれやむを得ないといひますが、こういうときでありますから検討しなければならぬ、そういうことも我々もよくわかるわけでありまして、世の中がどんな急激に変化をしておりますから、その変化に対応するように、行政当局もできるだけその実態に即した形で物事を考へていただきませんと、少しタイムラグといひます。時間的な差がございまして、当事者といひます。関係者の方々にいひましても、関係のないといひます。加入率が悪く、こんな意識を持たれるようなことになってはならぬ。それでなくても現在は非常に加入率が悪く、けでありますから、これをよくするということが、みんなが入つてそれなりの恩恵に浴するといひます。入るような条件づくりといひます。のが大事なことだと思ひます。

先ほど同僚の武田委員からもお話ございました。ギンザケのことについても、一部の地域のことなのかもしれません。しかし、これはまたほとんど広がつていくことでありまして、また北海道の噴火湾のホタテにしましても貝毒とか、こんなことで今からいろいろ問題になっておるわけでありまして、やはり非常に不安定な一要素といひます。不安定な一面があります。いいときはいいのかもしれませんが、そういうことでだんだん普及しますと、それに伴つての問題もある、そういう状況を十分に勘案しまして、これらの問題につい

てはひとつ適切な対応をしていただきたいと思ひわけでありまして、

それから先ほどお話ございましたが、改正点の一つの大きな柱の中に責任分担の仕組みの改正がございまして、今度は比例部分を設けるといふことであります。こういう考え方は行政当局としては当然のことなのかもしれませんが、当事者にはまずと異常事故とか異常な状況のときには一体どうなるのか。それぞれの漁業組合も共済連も、運営といふことについて非常に厳しい目で見えておるわけでありまして、そういう点では異常事故、こういう問題については当然国がそれなりの負担をし、そして見てもらえらうという気が持ちでおるわけでありまして、最近ほとんど地方自治体または地方にこういう負担割合といふものが押しつけられるような傾向にあるものですか、非常に危惧を抱いておるというのが実態であります。そういう問題についても、この責任分担の仕組みの改正等につきましても、十分な御説明がなければ非常に危惧を抱いておる現状であるといふことを申し上げねばならぬと思ひます。

いずれにしても、この共済加入拡大、促進という上からいまして、今回のこの改正は加入拡大とそれから促進のためということよりも、漁業法の共済制度の健全確立という感じがしてならないのであります。それが屋台骨が揺らいでいけませんから、ぜひひとつこの揺れ動く社会変動の中でそれに対応するいろいろな状況を加味しながら、今後注意深くこの運用についてはお考へいただきたい。最後に要望ですが、一言お話を申し上げまして、御答弁いただいで終わりたいと思ひます。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま共済制度全体につきまして、運用に当たつてなりあるいは制度を直すに当たつて留意すべき事項につきましてお話をあつたわけでございまして、我々といひましたも、基本的には全く同じ立場に立つておりまして、少なくとも屋台骨の揺るがないように、し

かも多くの方々に喜んで加入してもらえんといふことは、共済を運営する者として常に心がけなければならぬことと思ひますので、今後ともそういう気持ちで本制度の円滑な運営方について全力を傾注してまいりたいと思ひます。

○藤原(房)委員 では終わります。

○菊池委員 藤田スミ君。藤田委員 きょうは文部省においてをいたしたいと思ひますので、まず文部省からお伺ひをしたいと思ひます。

先日は大変失礼をいたしました。時間の関係で、せつかく来ていただきながら質問できずに終わりました。きょうは最初に質問をいたします。

先日当法案の参考人質疑が行われまして、参考人の中井先生も、魚の消費拡大の問題についてかなり触れていらつしました。その中で言われたことは、昔から家庭内では魚は多様に調理して食べられてきた、消費者のニーズの多様化といひけれども、もともと家庭で多様に調理されてきたんだ、今それが家庭の外に任されて、こういうことを言われたわけですね。私も同感であります。魚の消費を拡大するために魚の調理もできないようでは魚離れになっていくのは当然のことでありまして、そういう点では家庭科の教育の中で魚の取り扱い、食べ方について重視をしていくべきだといふふうに考へますが、まず文部省のお考へをお聞かせください。

○菊川説明員 お答えいたします。

小中学校の家庭科におきましては、食物に関する学習におきまして、児童生徒の発達段階に際して魚の料理に関する指導を行っているところでございまして。

小学校におきましては、魚の調理実習は行つておりませんけれども、食品に含まれている栄養素とその働きに関する学習の中で魚の重要性を理解させるという学習を行つておりますし、また中学校の家庭科におきましては、日常食の調理として魚料理に関する実習を行つておりまして、例えば魚の油焼き、ムニエルでございますとか煮物、あ

るいは直火焼きにつきましては、の学習を行ってあるところでございます。なおその中で、例えば切り身や一尾など題材を適宜取り扱う指導も行ってあるところでございます。また高等学校の家庭一般におきましては、中学校における学習をさらに発展させ、魚の下ごしらえや開きなどを含め、魚の調理のさまざまな手法の理解や確実な技術の習得ということを中心とした指導を行ってあるところでございます。

この家庭科におきまして食物に関する内容につきましては、今後とも、健康な生活の基盤をつくるものとして従来より重視していく必要があるというふうな思っておりますし、また海に囲まれた我が国におきまして、古来より魚が食生活に大きな役割を果たしているわけでございますので、今後とも小中高等学校を通じて魚の料理に関して適切な指導ができるよう努力してまいりたいと思っております。

○藤田委員 同時に、若い人たちに食生活を通して魚に大いに親しんでもらうために学校給食が果たす役割というものが非常に大きいと思うのです。今の子供たちは骨つきの魚が食べられなくなっている、こういうふうな言われ方をしています。こういうことに対してある学校では、骨つき魚チャレンジコンクールなどというふうなものを学校給食の中で行っているそうです。やはり学校給食は教育の一環でありますし、このような積極的な取り組みを進めていただいて、そうして魚離れを防いでいく役割というものを学校給食の中で果たしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○石川説明員 お答えいたします。学校給食は先生御指摘のとおり、教育の一環として、ねらいとして好ましい食習慣を給食を通じて培う、こういうこともございますが、こういう観点から幅広い食品をいただくということで標準食品構成表というものを示しているわけでございます。この中に魚につきましても所要量というものを示しているところがございます。この魚につ

いては、昭和五十一年に学校給食においては御飯の給食ということを導入しその普及を図っているわけでございますが、それとともに漸次魚の消費量というものがふえてまいりまして、近年ではこの標準食品構成表に示す、学年に応じまして十五ないし二十二グラムというふうな量が示してあるわけでございますが、ほぼこれに等しいところまで来たという状況でございます。

ところで、特に先生お話し骨つきの魚ということになりますと、我が国の食文化ないしは食糧事情ということを考えますと、イワシでありますとか、こういった近海多獲性魚というものをいただくということが大変重要なことであるというふうにも私も考えておりますし、各種の研修会でありますとかそういう場を通じて、こういった近海多獲性魚、骨つきの魚をいただくようにということの指導に努めているところでございます。

なお、先生のお話にもありましたが、給食を行っている実際の学校におきましても、お話しの方のコンクールでありますとか、いろいろな工夫をしながら現在その指導を努めているところでございます。今後ともこういう観点から指導の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○藤田委員 日本型食生活というのは日本の伝統的な文化であります。私たちの生活の中に、政やさまざまな儀式の中にもそれは残っています。この日本型食生活をやはり教育の中でも学校給食の中でも継承する役割を果たしていただき、魚の消費拡大に今後とも大いに努めていただきたいということを私はもう一度重ねて申し上げておきたいと思っております。わざわざおいでくださいまして大変ありがとうございます。質問は終わっておりますので、どうぞお引き取りください。

それではノリの収穫共済についてお伺いをしていきます。私はせんだって兵庫県のノリ養殖について調査をいたしました。ノリの共済は、試験実施の収穫共済とそれから従来型の養殖共済と半々くらいある

中で徐々に収穫共済が伸びているという点では、今回の本格実施というものは実態に見合っているんじゃないかというふうな考えておりますが、兵庫県はノリ養殖の生産額で佐賀に次いで全国第二位である。このノリ養殖区域では漁船の操業が規制されるために、魚資源を守り育てるいわば役割を果たしております。そして漁業者の収入源に寄与することはもちろん、冬の仕事を確保し、その分また魚の乱獲を防ぎ、漁船漁業の事故を減らすことにもなっている、そういう補完的な機能を果たしているんだということを現場では大いに強調をされました。したがって、このノリ収穫共済が今後うまく広がっていくことが非常に大事だということに考えます。しかし、そのためには掛金率を引き下げるなど加入しやすい条件をつくっていくという努力が大事だと思いますが、この点ではいかがお考えでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 ノリ養殖事業の果たしております機能につきましては、ただいま先生からお話ありましたとおりであらうかと思っております。そういう中で今回ノリ特定養殖共済を本格実施というものに格上げするわけでございますけれども、これにつきましては我々としては取り入れてもできるだけ関係者の要望というものを取り入れてまいりたいということで、関係者とも十分協議を行ったつもりでございます。

例示としてございました掛金につきましても、その補助率を引き上げるといふことにつきまして、既存のノリの養殖共済あるいは試験実施中の特定養殖共済、こういうものとの均衡に留意しなければなりませんのでなかなか難しい点があるかと思っておりますけれども、加入促進につながりますように今回の改正で個別加入、個別補てん方式なり、それから漁協契約方式という、契約方式なり補てん方式についての新しい仕組みというものを導入いたしましたし、それから基準生産数量の適用方法、これにつきましても一定の改善を行っております。それからさらに長期共済の導入により

ます掛金率の割引でございますとかあるいは無事故の場合の返戻、こういうものも今回本格実施に伴いまして適用になるというふうな改善を加えておりますので、こういういろいろな改善が積み重なって、その共済事業に際した加入しやすい制度に今回の改正で相当接近ができたんじゃないかというふうな認識している次第でございます。

○藤田委員 しかし、まだ契約割合、付保割合が低くて全体で二〇％前後でしょう、この試験実施のための契約割合は、調査してきた兵庫県は付保率は八・六％程度で、これを五割、六割と本格的な契約にしていくためには、事業開始のときと同じくらいの相当の努力が必要じゃないかということを私は感じたわけなんです。

そこで、本格実施を軌道に乗せるためにも、一つは掛金率を引き下げるといふこと、掛金の国庫補助率を現行の五五％から収入補てんにふさわしく漁獲共済並みに六〇％に引き上げるといふことがどうしても必要じゃないかというふうな考えをわけます。今回のいろいろな改正に当たって努力をしようというところで取り組みを示されていることはそれはそうなんです、しかしその肝心のところをもっとしっかりと国の方も取り組んでいただかないと、本当にこれを試験実施でやっているこの方式に引張っていきということは非常に難しいんじゃないかと考えるわけなんです。

○田中(宏尚)政府委員 確かに契約加入率を上げるための一番ストレートな手段が、掛金率の引き下げでございますとか国の補助率の引き上げという点にあるかとは思いますが、そういう直截な形というよりは、やはりこういう共済というみんなを守り合う制度といふことでございまして、こういう漁協契約方式でございまして、いろいろな新しい知恵を出しまして、そういう新しい仕組みの中でそれぞれが当事者意識を持って自主的に共済を守り育てていくということが一番共済制度の長期安定につながっていくというふうに理解しております。特にその掛金率につきましては、これは入る側からすれば低ければ低いにこしたこ

とはいわね、掛金率の低下といふものが、将来の収支なりあるいは危険発生といふことで、全体とあれてみまうとマインナスの効果といふものも引き起こすといふ問題もござい、ますので、掛金率につきましては、やはり危険発生、確立の程度といふものに依りて一定の保険数で、確立すべきものでござい、ますので、加入促進のために一つの道だからといって掛金率引き下げといふ道を選ぶことにつきましては、余りに問題が多過ぎるのではないかと、いふに考へておる次第でござい、ます。

○藤田委員 私、掛金率を単純に下げることによつて起る問題といふのを全く理解してないわけではあり、ません。しかし、にもかかわらず掛金率の引き下げあるいは掛金への国庫補助割合を六〇％にしてほしいといふ強い要望があるといふことを重ねて申し上げておきたいと思ひ、ます。

また、加入促進全般についてですが、農業共済の掛金補助は六十一年度平均で五二・九％、漁業の方は四四・五％で約一〇％国庫補助が少なくなつておひ、ます。これは契約割合が低いもの、逆に限度い、つぱい契約するものに対して補助対象から外して、いくといふやうなやり方だとか、また義務加入以外に直ちに掛金補助を半額にするといふ極端なやり方によつて、こ、ういふやうになつてゐるのじやないかと考へ、ますが、結局、手当ての薄い制度だといふやうに言われても仕方のないことだと思ひ、ます。こ、うした制限をやめて補助がもつと行き渡るやうに、漁業者がメリツトを感じられるやうに改めるべきではないで、しょうか。

○田中(宏尚)政府委員 先生から今お話があり、ましたやうに、漁業共済の掛金に対する平均国庫補助率、これは六十一年度で四四・五％となつておひ、まして、農業共済の五二・九％に比べ、ますと、総体としては若干低い水準にあることは事実かと思ひ、ます。しかしながら、これは漁業共済の非常に特徴的な点がある意味ではこ、こにあらわれてゐるわけではござい、まして、漁業共済の場合には農業と違ひ、まして、規模格差もあると

いふことで、負担能力のない方々についてできるだけ国庫補助を厚くしたいといふ考へ方をとつてゐるわけではござい、ます。

例へば、小規模な階層のみといひ、ますか、漁獲共済、すなわち採貝・採藻及び十トン未満の漁船漁業、こ、ういふものの平均をとつてみ、ますと、国の助成率は五八％といふやうに相なつてゐるわけではござい、ますし、それから、カキでござい、ますとかノリでござい、ますとかホタテといふものの養殖共済、こ、ういふものも四九・一といふことで五〇に近い国の参加率といふことになつてゐるわけではござい、ます。したがひ、まして、総体としては確かに低いわけではござい、ますけれども、特に手厚く対応すべきものについてはそれなりの手厚さといふものを心がけてゐるつもりでござい、まして、こ、ういふ点から申し上げ、ますと農業共済と単純に比較は難いわけではござい、ますが、今後ともこ、ういふ漁業者の方々の負担ができるだけ少ないにこ、したことはござい、ませんので、所要の予算の確保につき、ましては努力を続けてまいりたいと思ひ、ておひ、ます。

〔委員長退席、笹山委員長代理着席〕

○藤田委員 水産庁は、六十一年も六十二年も、漁業連などの団体が進める漁業総加入運動に都道府県もバックアップするやうに呼びかける通達を出してゐら、つしや、いますね。そのことは大変結構なことだと思ひ、ますが、しかし、この漁業総加入運動では、都道府県や市町村が掛金補助を行うやうに働きかけをやつてゐるのです。総加入運動といふものの一つの柱に、都道府県や市町村が掛金補助を行うやうに、こ、ういふのが一つの重要な柱になつてゐ、ます。裏返せば、国の補助が少ないので自治体に援助を求めているといふことじやないで、すか。こ、ういふことから見ても、漁業制度の安定のために国の補助の拡大こそが今求められてゐるんだといふやうに言へると思ひ、ます。もう一度御答弁を求めておきたいと思ひ、ます。

○田中(宏尚)政府委員 我々といひ、ましては、総体的な国の参画の仕方といふものは全国ベースとしては現在でまあ適切かといふやうに思ひ、ておるわけではござい、ますけれども、それぞれの地域におき、まして加入率につき、ましていろいろなアンパランスも見え、るわけではござい、ますし、それから、それぞれの県においての漁業共済に対する緊要度なり必要性といふものも大きく違ひ、ておひ、ます。こ、ういふ点からいひ、ますと、それぞれ地域の産業振興あるいは住民対策といひ、まして、こ、ういふものについても地方公共団体なりいろいろな関係団体にできる限り参画していただくといふことは、漁業共済制度を一步、二歩前進させるために非常に有効な一つの手段でござい、ますのでこ、ういふお願いをしてゐるわけではござい、まして、各県なり漁業団体におき、ましてそれぞれの立場にこ、じ、まして何分の御協力をちやうだしてゐるわけではござい、ますが、今後ともこ、ういふ方向で国全体を挙げ、まして共済の発展のために努めてまいりたいと思ひ、ておひ、ます。

○藤田委員 時間が参りましたので、これで終わります。

○笹山委員長代理 神田厚君。

○神田委員 漁業災害補償法の改正案につき、まして御質問を申し上げ、ます。

最初に、水産業一般の問題について二、三御質問を申し上げたいと思ひ、ておひ、ます。二百海里時代に入つて十年が過ぎたわけであり、ます。この先の漁業が大体こ、ういふ方向に進んでいくかといふ見通し、これが見えてきたといふやうな段階だと思ひ、ておひ、ます。

そこで考へ、ますに、一つは、日本の二百海里内の漁業振興にこ、ういふやうに力を入れていくか。二つには、水産物は確実に輸入が多くなつておひ、ます。これについてこ、ういふやうに対応をしていくのか。三つには、海の利用についてほかの分野との調整が大きな課題になつてゐる、こ、ういふことについて、今いろいろな問題が出てきてゐるわけであり、ます。こ、のときに、水産庁では昨年十一月、「漁業問題研究会中間報告書」を出しておひ、ます。また、全漁連では、「水産業の基本問題に關

する検討中間報告書」を出してゐるわけであり、ますが、日本漁業のあり方、漁業制度のあり方がそれらの中で検討されてゐるわけであり、ます。

しかしながらこ、ういふ中で、水産業の環境がますます厳しく変わつてきてゐるといふ状況の中で、こ、のまま放置をしますと、漁業者とほかの産業の人たちの所得格差が非常に開いてしまふ、こ、ういふ心配があるわけであり、ます。抜本的な対応策が必要だといふやうに考へておひ、ますが、これらについてこ、ういふやうに考へておひ、ますか。

○田中(宏尚)政府委員 現在、水産業の置かれてゐる問題点といふのは、ただいま先生から三つに分けて御説明ござい、ましたけれども、私といひ、ましては、こ、ういふやうに感ぜられてゐるわけではござい、ます。

こ、ういふ難しい中で、これから水産全体をこ、ういふやうに展開していくかといふことでござい、ますけれども、その第一には、何といひ、まして我が国自身の二百海里、これをどうやってこれから高度に利用開発していくかといふことが基礎にならうかと思ひ、ます。そのためには、漁港を初めといたして、いろいろな施設整備といふものを推進しなければなら、ませんし、それから栽培漁業でござい、ますとか、あるいは資源の合理的な利用管理体制の整備といふことで、い、わゆるつくり育てる漁業といふものを推進していく必要が何といひ、ましては、一つあるかと思ひ、ておひ、ます。

それから次に、輸入がふえてきてゐる、あるいは海外漁場がますます狭まつてきてゐるといふ環境の中にござい、ますので、漁業交渉といふものを粘り強く展開してゐる、海外漁場の確保と、それからさらに新漁場なり新資源、こ、ういふものの開発を図る、それと同時に、非常に難しいことではござい、ますけれども、中長期的な視点に立ち、まして漁業の再編整備そのものにも取り組んでいかなければなら、ないといふ事態にそろそろ立ち至つておひ、ますといふやうに認識しておひ、ます。それからさらに、つくつてとるといふことだけ

じやなくて、そこから先の流通、加工、消費、こういうものに至ります総合的な供給体制というものを全体として整備いたしまして、消費者ニーズに的確に対応いたしました水産物の供給体制を流通、消費段階においても確立していくということが大きな仕事と思っております。

それに加えて、このところいろんなレクリエーション需要というものが多くなつてきておりますので、単に魚をとり、魚を流通する場としてだけでなく、国民全体の海浜なりあるいは海洋という形で活用と同時に、それと漁業権なりとの調整というものも新しい局面での新しい責務というふうに考えておる次第でございます。

こういう四つのことを中心といたしまして、まだ十分にはそれぞれについての対策というものが確立してない点がございまして、先ほど先生からもお話ありました、去年の基本問題にかかわる研究会、こういうものの方向づけというものも十分念頭に置きましてこれから施策の展開に努めてまいりたいと思つておる次第でございます。

○神田委員 先日、参考人の方々にいろいろお聞きをしたわけでありまして、漁業構造の再編整備を行うという場合には、残念ながら減船問題が出てくるわけでありまして、その減船問題が出た場合の問題は、一番論議をされますのは財源をどうするかという問題であります。参考人の意見の中には、全くの私見であるということも前提にしながらも、栽培漁業とその利用度の話が出ておりましたが、水産物の輸入課徴金を財源とするという考え方はできるかどうか。これらについていろいろ難しい問題はたくさんあるかと思うのでありますが、水産庁の方で検討がされるのかどうか、この問題についてお聞きをしたいと思つます。

○田中(宏尚)政府委員 ただいま先生からもお話ありましたように、これから漁業構造そのものを変革していくためには減船という悲しい事態も一部には招来しようかと思つておるわけでございますが、そういう減船する者についての財源対策と

いうことが非常に難しい問題として、こういう財務環境の中でございまして、あるわけでございします。

従来から北洋関連でございまして、そういう国際規制関連の減船でございまして、あるいは自主減船につきましても、それなりの一般会計からの支出というものもやってきましたわけでございします。過去におきましてもそれと並行して、ただいま先生からお話ありましたような輸入水産物品、これに一定の課徴金を財源として徴収できないかというところについて事務局内で真摯に検討したことがあるわけでございまして、残念ながら、今後の減船の規模なりそれに必要な財源の規模、全体として規模をどう見積もるかという設計が、これだけ動きの激しい中にあるわけではなかなかできないというところに加えて、負担を求めめる根拠といふことも、負担していただく方々とそれを減船側との因果関係というもののにつきましても、こういう課徴金という形で制度化するには、理屈におきましても現実におきましても、なかなかうまく説明なり根拠がつかないというところ、どういふ課徴金に頼るという方法についての事務検討というものは打ち切つておるわけでございします。今後、いろいろ減船問題が出てくる

ことが予想されるわけでございまして、我々といひましては、厳しい財政状況にはございしますけれども、何とか財政当局の御理解も得まして、円滑な漁業再編が実現できますよういろいろな取り組みを行つてまいりたいと思つておる次第でございます。

○神田委員 それから、漁業白書の中でも、新鮮なものを供給するということ、ほかの輸入水産物との競争に打ちかかつていくんだというところが書かれてあるわけであります。しかし、沿岸の限られたところでは活魚などがそういった形にはなりませんけれども、近海で、例えば日本海、東海、黄海、これらの魚はとられてもすぐ一晩で、韓国あたりへ行つて韓国から築地に揚がってくるという形になりますと、新鮮さだけでこの競争に打

ちかつたということとはなかなか難しいことになるんではないかと考えております。ですから、それが輸入水産物の増加に対する一つの有効な対応策にはならないというふうには思つておるわけで、輸入の秩序化に積極的に取り組むべきだと思つておるわけでも、これらの点についてどういふ御検討をなさつておりますか、お聞かせをいただきます。

○田中(宏尚)政府委員 水産物の輸入が昨年は二百八万トンということで史上最高を記録したわけでございますし、それからこのところ、ひとこと違ひまして国内の漁業と相競合するような魚種、こういうものもかなり入つてくるという状況にあるわけでございします。しかし、幸いなことに水産物の場合には、特に沿岸・沖合漁業者の中小零細な漁家、こういう方々の主な漁獲物でございしますサバ、イワシ、イカ、こういうものにつきましましてはIQ制度がしかれておりますし、それからこのところいろいろ問題が出てきておりますマグロ等につきましましては、政府間でございまして民間間で数量協議を行ひまして、事前確認制というものに対象とするというふうな仕組みというものが現にございします。こういうものの適切な運用というものをこれから何とか図つてまいりたいと思つておるわけでございします。

しかし、何といひましても基本には輸入されるものと国内でとれるものとの価格差というふうな競争の問題があるわけでございしますけれども、これらにつきましましては何かいふ知恵を出しまして、コストダウンなり、あるいは消費者ニーズにこたへた個性的な商品づくりとかさういふことを総合いたしまして、輸入水産物に対抗し得るような生産流通体制というものを確立していくことが重要かと考えている次第でございします。

○神田委員 大変厳しい状況であります。前向きで積極的な水産に対する施策をお願いしたいと思つております。

続いて、捕鯨問題につきましてお伺いをいたします。

去る四月二十日、南水洋の調査捕鯨が終わりまして第三日新丸が帰つてまいりました。調査の結果はどうであつたのか、お伺いをしたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 調査捕鯨船が先般帰国いたしました。現在捕獲いたしました二百七十三頭の鯨につきましましていろいろ調査データの集積、分析、これに努めておるところでございします。きょうの昼も関係者に会ひまして、その後の状況というものをヒアリングしたわけでございしますけれども、現時点ではまだ外部に発表できませんが、今までの大観的な感じから申し上げまして非常に貴重な資料が相当収集されているようでございします。我々といひまして、一日も早くその調査結果が集計され、分析され、公表されることをこゝねがつておる段階でございします。

○神田委員 五月に入りましていよいよ国際捕鯨委員会が始まるわけでありまして、日本の調査捕鯨に対する米国のなどの反発は依然として大変強いものがあります。また、小型捕鯨が存続できるのかどうか、大変厳しい状況だといふふうなことでございします。捕鯨問題につきましましては、日本は国際条約に基づいて、その条約のもとにこの調査捕鯨をやつておるわけでありますので、政府としても毅然とした姿勢で貫き通してまいりたいと思つておるわけであります。

また、国際的な理解を得るための方策、いろいろなやり方がありますけれども、多数派工作といひますか、米国のほかの国に援助をしたり何かしながら自分たちの主張に共鳴させているというふうなことがありまして、こういうものについて、何か水産庁として政府内部での働きかけの中でできることがあるのかどうか、どういふことを考えておられるのか、その点をお聞かせいただけます。

○田中(宏尚)政府委員 五月にIWCの年次会合が持たれるわけでございしますけれども、ただいま先生からお話ございましたように、やはり総会だ

けがなく、事前にどうやって関係国に我が国の立場なり調査捕鯨の必要性というものを理解してもらったための根回しをするかということが非常に重要な手段となつてきているわけでございいます。

我々といましては、一九九〇年までに鯨資源の包括的評価を行うことになつておりますので、包括的評価を行うためには何といたしましてもその調査が必要であるということとありとあらゆる機会をとらえまして叫んできているわけでございいます。特に根回しの段階といたしまして、ただいまお話ありましたように海外漁業協力、これとリンクしての説得なり対話ということが非常に効果的であるということは過去の動きから我々自身知っておりますので、そういう手段をいろいろな場面ですべて使わしていただいているわけでございいます。それから特に我が国の場合には、例えば海外漁業協力財団というような形でいろいろな海外援助というものも行っているわけでございいますけれども、これにつきましては、先般も海外協力財団の理事長に外国を回つていただきまして、協力している各国に対して捕鯨の必要性というものを説いて回つておられる次第でございますが、今後ともそういう努力を積み重ねまして、来るべき五月の年次会合に向かおうかと思つておられる次第でございます。

〔笹山委員長代理退席、委員長着席〕

○神田委員 「捕鯨問題に関する全日本海員組合の基本的主張」というのが出されております。これは調査捕鯨が帰つてきた段階で海員組合の主張を改めてまとめたものであります。その結論として、「真の捕鯨問題の解決は、冷静な科学的討議による公正な決定と、国際協調と相互理解による賢明な解決を目指すところであり、加盟国が意図的に国際捕鯨取締条約の憲章や精神に違反し、科学的資源調査を否定する反捕鯨の政策をとる場合は、その国から水産物の輸入禁止、経済援助の禁止措置などが出来る対抗法の早期制定を、政府はじめ全政界に強く働きかけたい」、こういう

うふうに声明をしておりますが、この点につきまして、長官としてどういふふうにお考えでありますか。

○田中(宏尚)政府委員 私のところにも海員組合の方がお見えになりました。同じような要望を行つておられるわけでございいますけれども、我々といましては、いろいろと国際捕鯨条約内での問題といたしまして、いろいろと十分承知はいたしておりますが、やはり調査捕鯨なり捕鯨の正当性というものを粘り強く説得していくということが長い目で見て一番現実的であり、妥当な方途じゃないかというふうに考えているわけでございいます。

もちろん気持ちとしては、何らかの報復でございますとかいろいろなかの制度の活用ということも気持ち動かないわけではございませんけれども、やはりこういう国際環境の中で、しかも日本国内の資源事情なり消費者のニーズといふものとの関係で行われている水産物の輸入といたしましては、一定の手段に使うということにつきましては余りに問題が多過ぎるのではないかとこのように理解している段階でございます。

○神田委員 なかなかデリケートな問題でありますけれども、現にアメリカは日本に對しましてP M法の発動をしているという状況もありまして、それから、これはそういうことも考えて、政府内部での積極的な対応を期待したい、こういうふうにしております。

そこで、最後に捕鯨関係でお尋ねをしますが、昨年暮れ、日米漁業条約というのが締結をされました。これは、日本に對しては漁獲の継続を約束し、またアメリカに對しては日本もそれなりの協力をするという義務事項があるわけであります。しかし、日本が調査捕鯨を決定したということでP M法を発動してアメリカ二百海里内の漁獲をゼロにした、こういう現実的な制裁措置がとられていくことは、昨年暮れの日米漁業条約というものが一体どういう意味があつたのか、こんなことを

疑問に感ぜざるを得ないわけであります。したがって、こういう状況の中で、現時点で水産庁としてはこの日米漁業条約についての考え方をどのようにお持ちになつておられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 昨年の国会におきまして、米国二百海里水域におきまして我が国漁船による直接漁獲と、それに加えて洋上買付けの事業を実施する枠組みを継続するというところで二カ年間の延長を日米漁業協定につきまして図つたところでございまして、今回、残念なことに捕鯨問題に関連してアメリカの二百海里内での操業がゼロという形に相なつたわけでございいます。一方の洋上買付けは続いてはおりますけれども、せっかく条約では枠組みができております二百海里内操業といふものができなくなつたことにつきましては水産庁としても極めて遺憾でございまして、その旨を政府に對して強く抗議を申し入れておる次第でございます。その後もいろいろなチャンネルなりいろいろな場におきましてアメリカ政府の関係者に対して抗議すると同時に、一日も早く日米漁業協約のもとでの対日割当てというものが行われましますよう要請しているわけでございしますけれども、この要求を引き続き粘り強く行つてまいりたいと考えている次第でございます。

○神田委員 二年間の期限延長の条約でありますから、粘り強くと言つてしまつても、そういうことをやっているとすると二年来てしまつという状況でありますから、私はやはりこの時点で、昨年条約を結んだその精神に返つてアメリカに對してP M法発動の撤回と、自分の方の洋上買付けだけさせて量をふやして、日本には魚をとらせないという理不尽なことはいわぬわけでありまして、条約の精神にのっとり水産庁はもっと積極的な外務省ともどもこの問題について対応してもらいたいと思つておりますが、いかがでありますか。

○田中(宏尚)政府委員 単に水産庁の話としてではなく、こういう条約の枠組みといふものがある中でございしますので、外務省とも相連携いたしまして

して対応を深めてまいりたいと思つております。

○神田委員 次に、日ソの漁業問題についてお尋ねをします。

きよの新聞等では多少また動きが出てきたやうであります。大体妥結ができるやうな状況になるのかどうか。つまり、出漁に間に合うやうな形で話し合いが進むのかどうかという問題につきましてはどういふふうに御判断をしておられますか。

○田中(宏尚)政府委員 サケ・マス交渉につきましては、二十五日に再開してきよから実質的な討議にモスクワ段階で入つておられるわけでございします。二月から行われて三月に中断いたしました前回の会議におきましては、非常に双方の意見の間に分かれておられる点があつたわけでございします。

その一つは、ソビエト側が一九九二年までに沖取りを全面禁止するという非常にきつい原則論をぶち上げてきたという点でございします。それからもう一つは、今年度の具体的な操業条件、例えば漁獲クォータでございしますとか操業水域の問題さらには取り締まりの強化というものにつきましても、三月段階の協議の中では相当の隔たりがあつたわけでございします。それで、実質きよから始まりました協議におきましてこの隔たりがどれだけ急速に埋まつていくかというところは、きよが始まつたばかりでございますので現時点で何とも申し上げられませんが、先生からもお話がありましたように出漁期も迫つておりますので一日も早く受け入れ可能な条件で妥結できますやうに、現地においても頑張つてくれると思つたわけで、我々といましていろいろな指示なり応援といふものをしながらこの交渉の早期妥結に向けて全力を傾中してまいりたいと思つております。

○神田委員 ソビエトは一九九二年までに沖取りをやめよう、こういう提案をしております。この沖取りの問題は母船式というやうな考え方もありまして、結局大勢としては沖取り禁止の実現の可

能性が非常に強いという感じを残念ながら持たざるを得ないような状況になってきておりますが、水産庁としてはその辺のところはどういうふうに考えておりますか。

○田中(宏尚)政府委員 ソビエト側が言っております沖取り禁止、これはことし急に出てきた話ではございませんで、過去再三そういう方向でのいろいろな動きがあったわけでございます。そういう中で、今年度はかなり確固たる態度でこういうものが示されて、相当強い調子であることは事実でございます。これを覆すためにどういう方法が講ぜられるかということにつきましては現時点で我々も悩みが非常に大きいわけでございまして、しかし、我々にとりましては長い間いろいろな経緯なり歴史の積み重ねのある漁業形態でございまして、何とか我が方の立場というものをソビエト側にも理解していただきたいということ、これからもうそういう努力を続けてまいりたいと思っております。

○神田委員 それから、このサケ・マス問題では、現在アメリカと争っております哺乳海産動物物の裁判の問題がございまして、これがアメリカ二百海里内とれないということになりますと、結局新しい漁場を求めていかなければならないという問題がありまして、ますます大変な問題になってくるわけでありまして、この裁判の経緯と今後の見通し等々についてお話を伺いたいと思っております。

○田中(宏尚)政府委員 今回の裁判の経緯でございますけれども、まず二月十六日にアメリカの連邦高裁が、先生から今お話がありましたような案件につきまして連邦地裁の行っておりまして我が国母船式サケ・マスの操業の暫定差しとめ命令を支持するという判決を出したのがきっかけになっておるわけでございます。こういう判決が確定いたしますと本年の操業ができなくなってくるという緊急事態に立ち至りましたので、日本国政府といたしまして、適正なアメリカの許可証というものをもらっていただくわけでもございまして、アメリカ政府に対して訴訟を含めて何とか我が国の母

船式サケ・マス漁船の操業確保ということが継続できるような強く働きかけてきた次第でございまして。そういう中で、四月一日に至りまして米国政府が連邦高裁に対して再審請求、それから暫定差しとめ命令の執行停止の請求ということを行って、くれたわけでございまして、これにつきましては、アメリカ政府とともに母船式サケ・マスの漁業者団体も訴訟当事者になりまして、現在法務対策を行っているところでございます。

この見通しでございますけれども、こういう裁判という問題でございまして、残念ながらその動向というものを現時点で見通すということは困難でございますけれども、これからアメリカともども訴訟対策に万端漏れなきを期しまして、今後とも我が国の母船式サケ・マス漁業の継続ということに何とか努めてまいりたいと思っております。

○神田委員 これはいつごろ裁判の判断が示されるというふうにお考えでありますか。

○田中(宏尚)政府委員 裁判のことでございますので、なかなかいつということはおぼろげでございます。アメリカの当局者も見通しが立たないわけでございます。過去のこういう事案についての扱いからいいますと、早くて一カ月で決着のついていないような同じような法律関係の争い事というものはあるようでございまして、物によりましては相当長期を要したというふうなものもありませんので、何とか一日も早い訴訟の進行というところにつきましてアメリカの法務当局者に対しては行っているところでございますけれども、残念ながらどの時点になれば判断が出るかというところにつきましては、全く我々として見通しを述べた素材を持ち合わせていないという段階でございまして。

○神田委員 サケ・マスですから出漁の時期もありますし、そういう意味では一刻も早い解決のための努力をさらにしていただきたい、こういうふうに思っております。

そこで、この日ソ漁業問題の最後であります。日米加、日本、アメリカ、カナダの漁業条約というものがございまして、これによりまして、当然日本はアメリカの二百海里の中で操業ができる、こういうふうな約束になっているはずだと思いますが、しかしアメリカはP.M.法で二百海里内操業を認めない、非常に矛盾した決定をしております。この点について水産庁の方としてはどういう見解を持っているのか、さらに外務省等を通じてこれらについての対米交渉をされているのかどうか、その辺をお聞かせをいただきます。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまお話がありまして、たまたま日米加漁業条約、こういう枠組みの中で今まで操業をやってきたわけでございまして、けれども、今回せっかく条約がありながら操業が実現できないというところで危ぶまれておるわけでございまして、その点につきましては、我々もいたしまして、非常に遺憾な思いをしております。

水産庁といたしまして、米国政府に對しましてその訴訟上最大限の措置をとることを要請してまいりました次第でございまして、先ほど御報告申し上げましたように、米政府自体も控訴審での再審あるいは執行停止の請求というものをやっているところでございまして、それから当方といたしましてはこういう訴訟の進展状況ということも絡みますけれども、米国の二百海里の水域内での操業が仮に不可能となった場合には代替漁場というものを設定すべきであるということをしておるところでございます。

こういう努力は水産庁だけでなくもちろん外交のチャンネルでございまして外務省とも相携えながらこういう動きをしているわけでございまして、今後ともそういう努力を継続いたしまして、何とか母船式サケ・マス漁業の操業確保ということのためのできるだけの努力というものを続けてまいりたいと思っております。

○神田委員 昨年暮れの日米漁業条約の問題でも、条約を結びながら約束を履行しない、条約で認め

ておるものを否定してP.M.法を発動している。また日米加というその条約の基本のもので、当然アメリカの二百海里内での漁業が保障されているにもかかわらずこれが同じように二百海里内での操業を禁止されている。法律の仕組み、よく勉強してなくて恐縮であります。私は、やはりアメリカの国内法というよりも外国と結んだ条約の方が常識的に言えば優先するんだらうと思うのであります。そういう意味では、この二つの日本とアメリカとの関係で結ばれた漁業条約が全然機能してないということは極めて重大な問題だと思っております。ただいま答弁がありましたが、水産庁はひとつ外務省に強力に働きかけてアメリカ政府に對してきちんとした正式な抗議をし、正式に外交交渉の場に持ち込むべきであると考えておりますが、いかがでありますか。

○田中(宏尚)政府委員 アメリカ関係につきましても、こういう事態が生じまして直ちに私自身在京の大使館を招致いたしましていろいろと抗議を申し入れておりますし、それから現地の大使からも関係先に抗議なり是正要請というものを、過去も行ってきただけでございまして、今後とも強力な漁業交渉なり漁業外交の展開ということにつきまして、外務省とも十分連絡をとりながら対処してまいりたいと思っております。

○神田委員 次に、漁業災害補償法の一部を改正する法律案の方の質問をいたします。いろいろ質問が長時間にわたって行われましたのでなるべく重複しないように質問をしたいと思っておりますが、まず今回の改正の目的であります。

今回の法律の改正の目的は、提案理由によりまして、一つに中小漁業者の共済需要の多様化に対応すること、二つに漁業実態に即した制度とすること、三つに制度の健全かつ円滑な運営を確保すること、こういうふうなこの三点が強調されております。また、法案を見ますと、国の特別会計を初め共済事業の赤字解消のための改正点が目立つております。しかし心配しますのは、収支改善を

余り急ぎ過ぎますと、優良な漁業者が制度から離れて事故率の高い人だけが残るといふ意味の、いわゆる制度の健全化に反する結果になるおそれが多分にあるというふうに考えております。

今回の制度改正には、政令以下も含めると漁業者に歓迎される改正もあるわけでありまして、この点を一番問題になっております加入拡大に大いに利用することが必要だといふふうに考えております。また、この制度は運用に任せられるという部分が非常に多いわけでありまして、漁業者のニーズに合った運用を心がけるべきであろうと考えますが、基本的な考え方をまずお聞かせいただきたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 今回の制度改正の趣旨につきましては、先生から今総括してお話ししたとおりでございますけれども、こういう制度改正に至りますまでは、昨年学識経験者なりあるいは関係団体の代表者の方を委員といたしまして漁業共済制度検討協議会というものを開催して幅広いいろいろな御意見をちょうだいして、その報告を踏まえまして今回の制度の改正というものをお願いしているわけでございます。具体的には何といひましても加入率を向上する、そういうことを通じまして共済の健全な運営を実現していくということから申しまして漁協契約方式を導入いたしますとか、それからさらに掛金率の割引増し、割引というように掛金率体系の見直しでございますとか、それから長期共済の改善というようにいろいろな見直しを行ひまして、漁業者にとつて加入しやすい魅力のある制度にしようということ、今回お願いしているわけでございます。

しかし、加入率を上げるためには、何といひましても系統自体の自主的な運動というものが大きく作用してまいりますので、系統ともども都道府県も加えまして、加入の向上のための運動というものを国自体も積極的に取り組むということ、若干ではございますけれども国でも予算措置を講ずる等によりまして、そういう自主的な運動に対して側面からのバックアップというものを

てまいりたいと思つておるわけでございます。○神田委員 それでは次に、基準漁獲数量の導入問題について御質問申し上げます。

今回の改正案で最大の問題点は、特定漁業への基準漁獲数量の導入、この点であります。この改正は、漁業共済の基本でありますPQ方式に一部穴をあけるもので、その穴は、政府が進めている栽培漁業の進展とともにさらに大きくなっていく可能性が有ります。確かに、北海道のサケ大定置漁業に五十八年以來多額の共済金が支払われ、共済収支は大幅な赤字になったこと、あるいは特定の地域に常に共済金が支払われることは正常な共済制度の姿ではないということ、私どもも十分理解できるわけでありまして、しかし、その是正が必要であるとは考えますけれども、制度の基本にかかわる点を変えるということでは今回はこれに対応したわけでありまして、ほかに方法がなかったのかなと考えるものであります。

そこで、まずお伺ひいたしますが、サケ・マス大型定置の共済収支赤字の原因について、各委員の質問に對しまして、魚価の低下が一つの要因であるという長官の答弁がありました。それから、魚価低迷の原因はシロサケの漁獲増加が大きなものであるという説明があつたわけでありまして、これに對して各委員とも、輸入が大きな原因ではないか、こういうふうな形で説明を求めたのであります。私が、私も同様にそのように考えております。長官の説明では、輸入されてゐるのはベニザケであつて、シロサケの価格形成には直接の影響はないと言われておりますが、この点については非常に疑問を持っております。ベニザケの輸入は何トンあるのか、十年間の公式統計をこの委員会に提出していただけたらどうかとあれば、この辺のところももう少しはっきりするのではないかと、うふうに思つておりますが、その点をどのように考えておりますか。

○田中(宏尚)政府委員 ベニザケの輸入数量でございますけれども、昭和五十三年に約五万トンというサケ・マスの輸入があつたわけございま

す。それから次第に増加してまいりまして、五十七年に十萬トン台になりまして、ここ数年間は十萬トンないし十一萬トンということで、サケ・マス全体の輸入数量というものは比較的安定的に推移しているわけでございます。

この中でベニザケが具体的に幾ら入つてゐるかということでございますけれども、これは残念ながら公式統計というものはございませんが、業界からの聞き取りを集計いたしました結果で見ますと、サケ・マス全体の輸入量のうち六〇ないし七〇％程度と言われております。このところ十萬トンないし十一萬トンがサケ・マスの総量でございますので、これを母数として考えますと、ベニザケの輸入量は、ここ数年間は六萬トンないし七萬トン程度というふうに数字としては把握しているわけでございます。

○神田委員 商社の方の聞き取り調査で、昭和六十二年の推計によりまして、サケ・マス輸入状況の中で、ベニザケが六萬八千三百トンで全体の約六・一五％、それからシロサケが一萬三千三百トンで九・三％、マスが一萬五千八百トンで一四・二％、ギンザケが九千九百トンで八・九％、マスノスケが四千三百トンで三・九％、大西洋のサケが二千四百トンで二・二％、合計十一萬一千百トン程度入つてゐる、こういうふうなことであります。これで考えていきますと、やはりベニザケが大量に入つてベニザケの価格が安くなつてゐるということにおいて、シロサケが同じように値を引つ張られて安くなつてゐる、こんなふうに考えられると思ふのであります。この点についてはどういふふうに考えておりますか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまお話ししましたように、ベニザケが全体の六割から七割入つてきておられますので、六萬トン、七萬トンという大きな数量になつてゐるわけでございます。ただ、その価格形成というものをいろいろな形で分析してみますと、定置であつておられますアキザケの価格、これよりもベニザケの場合には大体五割から十割高い価格帯で今まで動いてきてい

る。具体的に申し上げますと、ベニザケの場合にはキロ当たり千四百円から千五百円というものがこのところのあれでございまして、アキザケの場合には七百円から八百円ということで、その価格帯が大きく異なつてゐるということが一つあるかと思ひます。それから、用途につきましてもベニザケとアキザケでは若干違つてゐるというふうなことで、相当流通なり価格形成におきまして、もちろん同じサケでございますから、トータルとしてふえますとそれに伴う価格変動というものは当然あるわけでございますけれども、直接的に輸入のベニザケというものがアキザケの価格形成を全部買つて出ているという形ではないんじやないかということをお聞かしていただ

例へば数字で申し上げても、先ほどお話しいたしました、五十七年にサケの輸入というものが初めて十萬トン台、前年は七萬トン程度でございましたが十萬トン台に大幅にふえた年でございますけれども、この年には国内産が前年よりかなり減つたわけでございます。国内産が数量として減り輸入が大幅にふえてゐるながら、アキザケの価格はこの年は上昇しているわけでございます。それから、その翌年の五十八年を見ても、輸入数量が前年より若干減りましたけれども、逆に沿岸物がかなりふえたという形になつてゐるわけでございます。

これは、輸入数量は減つたけれども沿岸物がふえたというこの結果、沿岸物の価格というものが大幅に減じたという過去の数字もございまして、一律的に輸入のサケの数量というものが国内産のサケの価格を決定するすべてではないといふことは御理解いただけるかと思ひますけれども、いずれにしても、サケ全体の数量なり価格動向の一環の中でシロサケなりアキザケというものが位置づけられてゐることは当然でございまして、そういう点から申し上げますと、我々としては慎重な態度で、大きな関心を持ちながら見

守つてまいっていることは確かでございます。

○神田委員 なお一層、それらの価格形成について水産庁としてきちんとした原因を把握をしていただきたいということを要望しておきます。

それでは、これは関係者に聞きますと、サケ・マスは共済赤字の一部は人災ではないか、こういうふうには言われております。これはどういふことかといひますと、昭和五十年代の中ごろからシロサケの放流尾数が高水準に定着をしている。政府はギン糸の前期群の放流に力を入れ始めた。サケが例年より早い季節に回帰しますと、当然海流が異なっておりますので魚が従来の道と違う道を通ることになる、これが共済事故発生の原因の一つではないかと、放流方法を変えたことによる一時的なものであるといふふうなことをおっしゃる方がおるわけですが、この点についてはどういふふうにお考えでありますか。

○田中(宏尚)政府委員 ただいまお話がありましたように、共済金の支払い原因の一つといひました。回帰パターンの変化といふようなことが確かに地域的な不漁の原因としてあることは事実でございます。そういう回帰パターンの変化によりまして共済事故が生まれてきたという地域が過去にあったことも事実でございます。しかし、大きな問題になっておりますサケ・マス大型定置漁業の赤字の主たる原因は、何といひましてもトータルとしての豊漁による価格の下落ということが大きなものでございまして、こういう回帰パターンの変化といふ地域的な問題は抱えながらも、やはり全体の回帰の数量がふえたということが魚価安につながったといふふうに認識している次第でございます。

○神田委員 いろいろまた御質問をしたいのでありますが、時間が参りましたので、終わります。

○菊池委員 山原健二郎君。

○山原委員 質問の最初に、海上保安庁お見えいただいておりますか。

高知県のマグロは縄漁船太起丸がグアム島近海で海難事故に遭いまして、船長と漁労長の二人

が救助されましたけれども、いまだに六名が行方不明といふことで、現在事故が発生しまして十一日経過しております。家族を初め地元漁業関係者の間で非常な不安が募っているところですが、現在の捜索救難状況及び今後の方針、態勢について簡単に御説明をいただきたいのです。

○河端説明員 お答えいたします。

昭和六十三年四月二十日、マグロは縄漁船太起丸が、四月十五日の夕刻、グアム島西方の海域での定時連絡を最後に消息を絶ったといふことにつきまして船主から届け出がありまして、海上保安庁では直ちにヘリコプター二機搭載型巡視船「みずほ」を現場に派遣するとともに、米軍及び米コーストガードに捜索救助の要請を行いましたところ、四月二十二日、北緯十二度四十六分、東経百三十六度十八分、これはグアム島の西方四百八十里の地点でございまして、そこで救命いかだに乗りつて漂流中の二名が発見されまして、当庁から派遣いたしました巡視船「みずほ」がそれを救助いたしました。現在、残りの六名及び太起丸の船体を巡視船「みずほ」及び米軍機により捜索しているところでございまして、さらに、六名が行方不明になっていることにかんがみまして、もう一隻のヘリコプター搭載型巡視船を現場に派遣している次第でございます。

本海域は、アメリカとの捜索の責任分担水域の米国側でありますので、うちの巡視船も派遣いたしました。アメリカコーストガードに對しまして救助要請をしている次第でございます。

○山原委員 御苦労なされておられることはよく知っております。捜索救難に全力を挙げておられるわけですが、もう一つは、事故原因の究明も重要だと思ひます。

救出されました船長の話では、ぶつかってきた

船は千トン程度の大きな船で、しかも真つ昼間で、船長は、その船名を見ておられるわけですが、これは日本語ではなかったといふことです。事故原因の究明については、補償の問題も絡んでまいりますので、どういふ手だてが講ぜられるのでしょうか。

○河端説明員 海上保安庁としましては、二名の方が救助されておりました、その方から衝突のときの状況を聞いております。それにあわせて国内の関係の方に手配するとともに、本海域はアメリカコーストガードが担当している海域でございまして、アメリカコーストガードの方に情報の収集、照会をしている次第でございます。

○山原委員 もし大きな船が衝突すれば、船はど

ういふ形態になつておるかかわかりませんが、船はど

港とかいふことを考えますと、これは大変わかり

にくい面が出てくる可能性もあるわけですね。し

かも、これは航行の非常に激しいところで、僚船

も行つておりますし、こういう事故が起こらない

という保証もありません。

私は実は、海難の問題について今まではしばしば取り上げてきたわけですが、例えば日昇丸の場合は、潜水艦が浮かび上がった十五名が海に投げ出され、二名が死亡するという事件です。それから、和歌山沖におきますところの海難の場合も、衝突事故で船が転覆して亡くなるというふうなことで、後の補償問題あるいは原因の究明といふものはなかなか難しいのです。最初のうちはわからな

ないといふことで、漁船の安全操業と航行がこういう形で脅かされる事例が幾つかあるわけですから、この点についてはきょうは時間がありませんからこれ以上質問申し上げることはできませんが、水産庁としましては漁船の安全操業といふことについては万全の対策をとるべきだと思ひますけれども、この事件につきましてもお考えがござい

ましたら水産庁長官にぜひ伺つておきたいので

○田中(宏尚)政府委員 今回非常に不幸な事件が

起きたわけでございます。水産庁といたしまして

も今後同種の事故が発生しないよう、これは漁船

の側でも常日ごろ安全確保のためにいろいろな努

う点がありますが、これらの点についてはどうお考えでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 養殖共済で、ノリ養殖につきましてはPQ方式ということで今回本格実施するわけでございますけれども、ノリ以外の養殖業につきましては、いろいろ御議論なり問題はあろうかと思ひますけれども、我々いたしましては、現行の仕組みで養殖実態に対応し得ているのじやないかというふうに考えておりますし、それから、ノリ養殖業に比べてその他の養殖業の場合には、漁協におきまして共販体制というものが残念ながら十分には確立されておらず、こういうPQ方式を導入することにつきましてはいろいろ共済実施上の問題もあるということでございますので、当面は特定養殖共済を実施するということは考えていないということをひとつ御理解いただきたいと思います。

○山原委員 今回の法改正に伴う政令等の改正で、新たに本共済制度の対象種目として追加しようとしているものは、ナマコ、網、貝、イセエビ、刺し網、ウニ、かごあるいは魚類養殖用の小割り生けすなどがあるとお聞きしておるわけです。養殖業の多様化に伴って、例えばカンパチあるいはギンザケ、ヒラメ、その他マアジ、シマアジ、クルマエビ等の養殖漁業についても共済の対象に入れたらいいという要望が出ておるというわけですが、これに対する対応はいかがでしょう。

○田中(宏尚)政府委員 今回制度改正をお願いいたしますまでいろいろな要望がいろいろな形で出てきたわけでございますけれども、我々いたしまして、それぞれを精査いたしましたところ、ただいま先生から御指摘ありました漁種につきましては、現時点では、一つは引き受け及び損害査定時に数量確認ができること等の執行体制が確立してないという問題がございますし、それから、生産数量も地域的なものが多いございまして、全体的な広がりから見まして危険分散というものが十分に図られないという点がございます。それに加えて、データの入手でございますとか保険

設計というものが、たゞいま御提示のあった漁種につきましてはまだ十分整備されておらず、技術的にも保険設計になじみがないという問題がありまして、残念ながら今回その対象とすることを断念したわけでございますけれども、養殖業の中にはこのところ急速に広がっておりますものもございますので、こういうものにつきましては、今後の漁業実態のあり方というものを念頭に置きながら、そのときそのときにおきまして検討を深めてまいりたいと思っております。

○山原委員 これと関連しまして、地域共済は本法律に根拠を持つ共済制度ではありますが、国庫助成の恩恵を受けず、いわば関係者の自助努力で運営されるものを国が認可するというものです。これでは漁業者の負担も大きくなりますので、国の助成も受けられる漁業共済の対応ができないかということでございますが、この点、再び伺っておきたいのです。

○田中(宏尚)政府委員 地域共済という形でそれぞれの地域で特に要望の強いものにつきまして行っているものがあるわけでございますけれども、こういうものにつきましてはそれぞれの地域特性に立脚して自主的に行われているという仕組みでございます。やはり漁業共済組合の自主的な運営にゆだねるということが当面適切かと思っております。こういう自主的にそれぞれの地域でやっているものについて、逆に国が全国的観点から一律的な考え方のもとで補助を行ったりあるいは全国共済にするということにつきましては、運用上もそれから考え方としても問題がありそうでございますが、いずれにいたしましても、地域共済といつてもそれぞれの地域の漁業者にとつては重要な、必要な仕組みでございますので、我々いたしましてはそういうものが安定的に発展できるように、相談に應ずるなりいろいろな協力というものは続けてまいりたいと思っております。

○山原委員 一定の全国的広がりがなければ難しいという御趣旨だろうと思ひますが、もともと日本の漁業は南北に非常に長いいわゆるロー

カル的な性格が強いものでございます。そういうものが多くわけです、地域、地域に即した対応が求められているのではないかとこのことを指摘しておきたいと思ひます。

次に、地域共済として既に実施されている岩手三陸のワカメ共済については、ぜひ本則の漁業共済制度のもとに移行してもらいたいという要望があると伺っております。ワカメについての共済制度は集団契約方式のものがあるが、この三陸のワカメ共済の場合は個別的な被害についても共済で対応しようとするもので、全国的な広がりを待つものであり、ぜひ要望の方向で対応してもらいたいと思ひますが、どうでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 そういう要望が強く地元から出てくることは私も十分承知しておりますけれども、全国的には集団加入方式というものが定着しております、個別補てん方式をとつてほしという動きのところは現時点では岩手県だけという形になっておりますので、これを現時点で直ちに国の共済事業ということで実施することにはいろいろな困難があるかと思っておりますけれども、今後とも共済団体の御意向なりあるいは漁業実態というものも十分調査いたしまして、その取り扱いにつきましては今後の問題として念頭に置かせていただきたいと思います。

○山原委員 最後に見解を伺いたしたいのですが、特に農業のような価格支持制度がない漁業の場合には、この漁業災害補償制度がその一定の肩がわり役を果たしているというのも事実であると思ひます。このことは、本制度が単なる災害の際の被害補償制度にとどまらず、漁獲金額の減少等にも対応する制度を盛り込んでおることも示されておると思ひます。したがって、経済的採算制だけでこの制度の運用を行つてはならぬと思うのでございますが、この点についての御見解を伺ひまして私の質問を終わりたいと思うのでございます、いかがでしょうか。

○田中(宏尚)政府委員 漁業共済制度は、共済制度という一定の限定はございますけれども、大

く経営そのものにかかわっているということは当然でございますし、それから、魚価の変動というものをPQ方式ということを通じて吸収するという形に相なつておるわけでございます。したがひまして、こういうものにつきましては、国といたしましては自主的な共済にとどまらず、国自身がやはり一定の体系で助成を行うということ、掛金の一定部分なりあるいは事務費について従来から助成を差し上げておるわけでございますけれども、今後ともそういう立場に立ちまして漁業共済制度というものが円滑に運営されるよう、いろいろな手だてを講じてまいりたいと思っております。

○山原委員 終わります。

○菊池委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○菊池委員長 これより討論に入るのであります、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、漁業災害補償法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○菊池委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○菊池委員長 この際、本案に対し、笹山登生君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。沢藤礼次郎君。

○沢藤委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・民主連合及び日本共産党・革新共同を代表して、漁業災害補償法

の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議(案)

近年における国際的な二百海里体制の定着、水産物需要の伸び悩み、周辺水域における漁獲不振等我が国水産業をめぐる厳しい環境の中で、漁業災害補償制度は漁業再生産の確保と漁業経営の安定に重要な役割を果たしており、漁業者が本制度に期待するところは大きいものである。

よって政府は、漁業の永続的な安定と発展に資するため、生産構造の整備・強化のための諸施策を充実するとともに、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

記

一 漁業災害補償制度の健全な運営のために普遍的な共済加入が不可欠であることにかんがみ、適切な補償水準及び掛金率を設定する等漁業実態に即し、かつ、漁業者の共済需要を踏まえ魅力ある制度の確立に努めるとともに、漁業共済組合及び漁業協同組合の共済事業推進体制の充実並びに政府・地方公共団体が行う融資措置等の経営対策と本制度との有機的な運営に努めること。

二 漁村社会の変化等にかんがみ、本制度が漁業依存度の高い経営の安定に十分効果を発揮し得るよう対象漁業者の範囲について検討するとともに、漁獲共済において義務加入の不成立が加入率低迷の一因となっていることに対処し、その成立促進のための措置を講ずること。

三 基準漁獲数量の設定による共済金支払方法の特例を設けるに当たっては、共済金の減額により漁業の再生産が阻害されることのないよう十分配慮すること。また、特例措置の対象となる漁業の種類は、漁業の実態等を踏ま

え、さけ、まず大型定置漁業に限ること。

併せて、さけ、まず大型定置漁業に係る共済事故多発の原因をさらに明らかにすること。

四 輸入水産物が急増している状況にかんがみ、水産物の国内需給を踏まえた秩序ある輸入に努めること。

五 養殖技術の発展に伴い多様な魚種の養殖業が定着している現状にかんがみ、共済需要に応じ共済対象の拡大を図ること。また、地域共済事業に対する公的援助及び同共済事業として定着した事業の共済事業への移行の在り方につき検討すること。

六 国、連合会、共済組合の段階別責任分担割合については、本制度の性格を踏まえつつ、それぞれが抱える累積赤字の状況並びに共済事故の発生状況に即し適宜・適切に見直しを行うこと。

七 特定養殖共済の本格実施に伴うのりの養殖共済の廃止については、本則共済への加入の現状を踏まえ、十分な経過措置を設けて円滑に移行すること。

八 漁業経営の合理化の必要性並びに漁業関係共済・保険事業の運営の現状等にかんがみ、総合的な漁業関係共済・保険制度の確立に向けてその統合・一元化を検討すること。右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位御承知のことと思いますので、説明は省略させていただきます。何とぞ委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○菊池委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

笹山登生君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○菊池委員長 起立総員。よって、本案に対し附

帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣臨時代理から発言を求められておりますので、これを許します。林田農林水産大臣臨時代理。

○林田國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、十分検討の上、善処してまいりたいと存じます。

○菊池委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○菊池委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

(報告書は附録に掲載)

○菊池委員長 次に、内閣提出、昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。林田農林水産大臣臨時代理。

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○林田國務大臣 昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまし

て、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合制度は、公的年金制度の一つとして、農業協同組合等の農林漁業団体の役員を対象に年金の給付事業を行うものであり、もって、これら団体の事業の円滑な運営に資するとともに、農林水産行政の推進に重要な役割を果たしているところであります。

従来から、農林漁業団体職員共済組合法の年金の額につきましては、その実質的価値を維持するため、社会的経済的諸情勢の変動に対応して、必要に応じ、適宜、改定措置を講じてまいりました。

この法律案は、昭和六十三年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額について、昨年度と同様、厚生年金・国民年金・国家公務員等共済その他の公的年金制度における措置に準じ、昭和六十二年の消費者物価の対前年上昇率を基準として、引き上げを行うとするものであり、これに必要な所要の規定を設けております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○菊池委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十七日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十九分散会

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案
昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律(昭和六十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「昭和六十二年度」の下に「及び昭和六十三年度」を加える。

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

第一条の見出しを「(昭和六十二年における年金の額の改定の特例)」に改め、同条第一項中「第三項において」を「以下」に改め、「この項の下に」及び「第三項第一項」を加え、同条第三項中「含む」の下に「第三項第三項において同じ」を加え、「同条」を「共済法第十九条の三」に改める。

理由
農林漁業団体職員共済組合法の年金の額について、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に準じ、改定の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二条の見出しを削り、同条第一項中「次項の下に」及び「第四項第二項」を、「給付」の下に「(第四項第一項において「旧共済法による年金である給付」という。))」を加え、同条第二項中「含む」の下に「第四項第二項において同じ」を加え、「これらの規定」を「昭和六十年改正法附則第四十五条第一項及び第二項の規定」に改め、同条の次に次の二条を加える。

例
第三条 共済法による年金である給付については、昭和六十一年の年平均の物価指数に対する昭和六十二年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、共済法第十九条の三の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

第四条 前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金である給付について準用する。

2 前項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、昭和六十年改正法附則第四十五条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

附則

昭和六十三年五月十一日印刷

昭和六十三年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P